

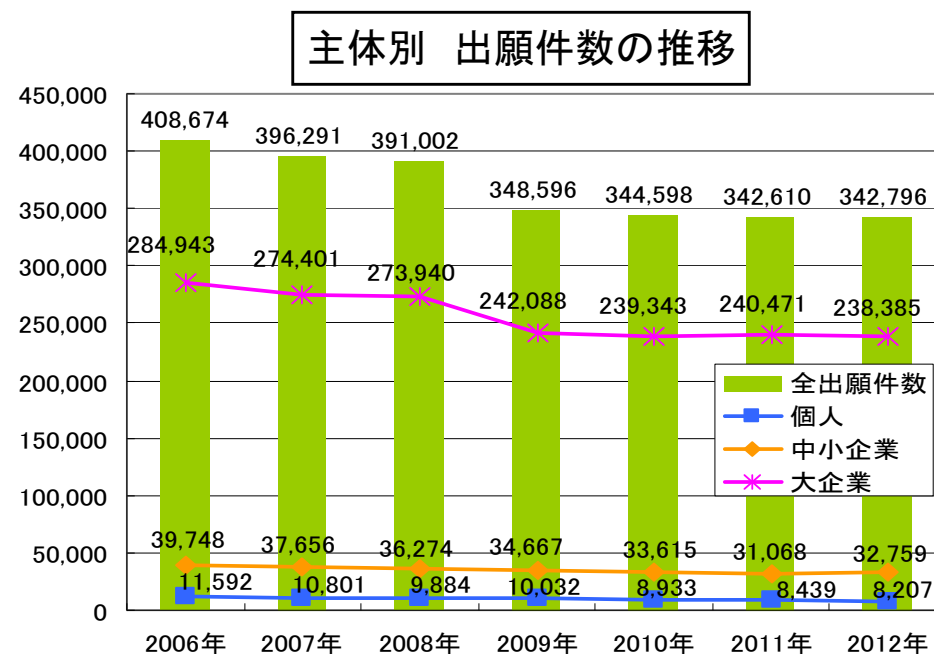
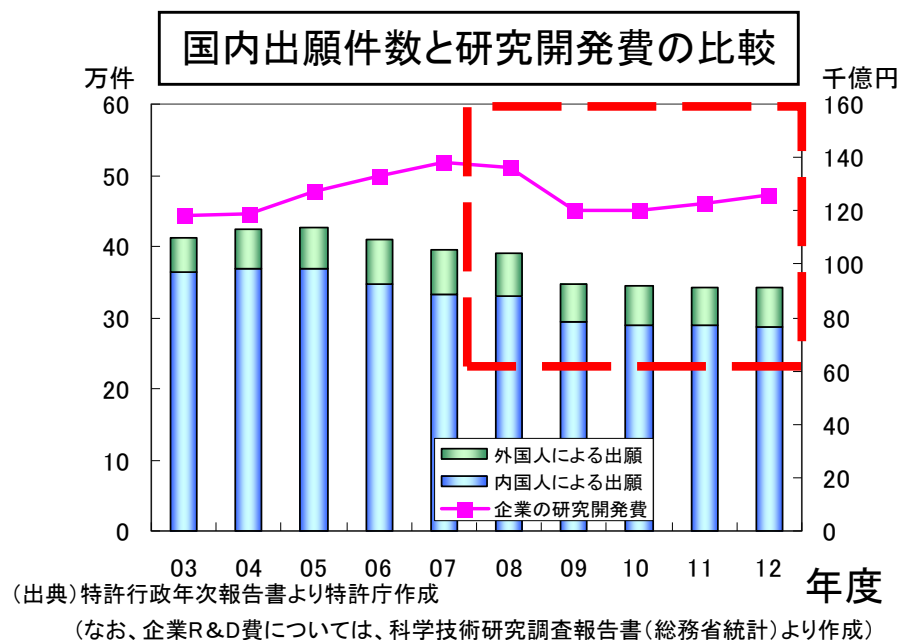
中小・ベンチャー企業等を支援するための 特許庁のこれまでの取組み

2013年11月28日
特 許 庁

I . 知財の創造・権利化

特許出願数の傾向

- リーマンショックを契機に我が国企業の研究開発費は急減。その後も、震災による影響や円高による業績悪化に伴い、引き続き低迷。
- 我が国の特許出願件数は、近年は緩やか減少傾向にあるが、2012年に下げ止まりの兆しを見せた。
- 他国と比較すると、我が国は個人及び中小企業は低く、裾野が広がっていないのではないか。



主体別出願率の日米比較

2011年度	全特許 出願数	個人		中小企業		大企業		その他	
		出願件数	出願率	出願件数	出願率	出願件数	出願率	出願件数	出願率
日本	342,610	10,348	3%	31,068	9%	240,471	70%	60,723	18%

		スモールエンティティ		ラージエンティティ	
アメリカ(※)	504,089	126,878	25%	377,211	75%

○中小企業者の定義は、各国の定義に基づくことに留意
・日本の製造業の場合は300人以下（従業員）又は3億円（資本金）以下。

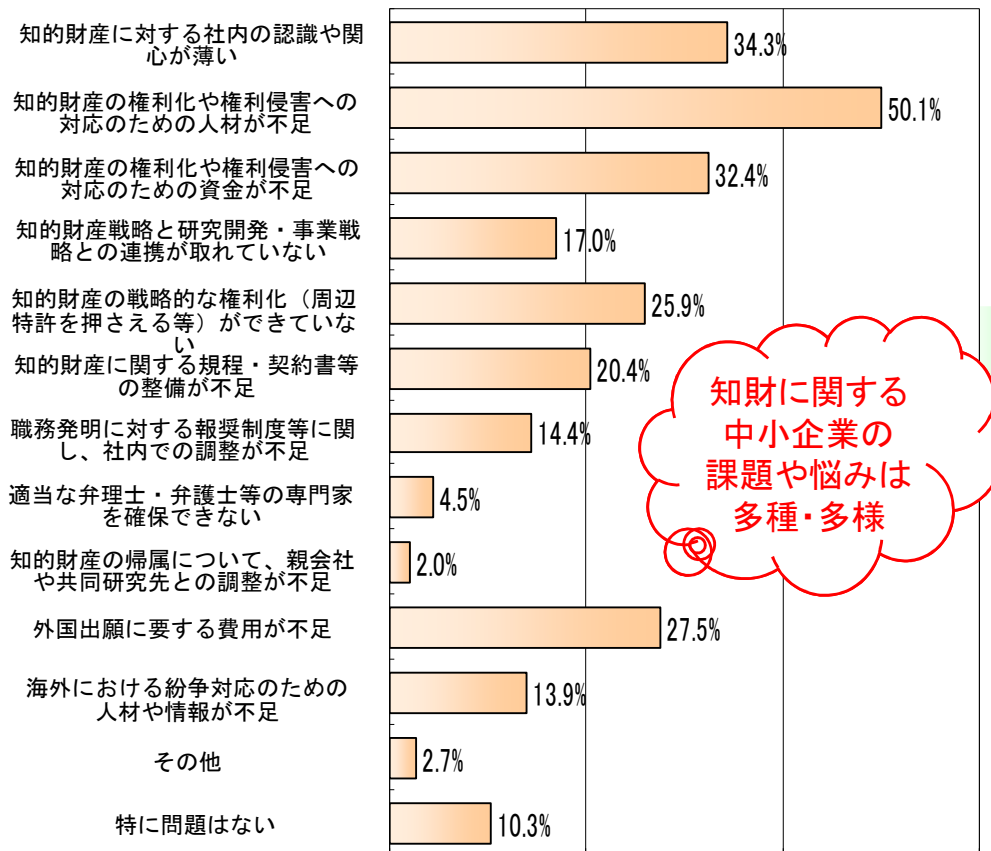
・米国のスモールエンティティは個人、中小企業（500人以下）、非営利法人。

※アメリカは、主体別に統計をとっていないため、スモールエンティティ及びラージエンティティの比較

知財のワンストップサービスとしての総合支援窓口

- 「知財の相談はどこに行けばよいかわからない」、「知財は専門性が高いため相談に行きにくい」といった中小企業の声が多いことから「知財総合支援窓口」を平成21年度から全国に設置。現在、47都道府県56箇所が存在。
- 様々な専門家・支援機関等と協働でワンストップサービスを提供し、地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援。

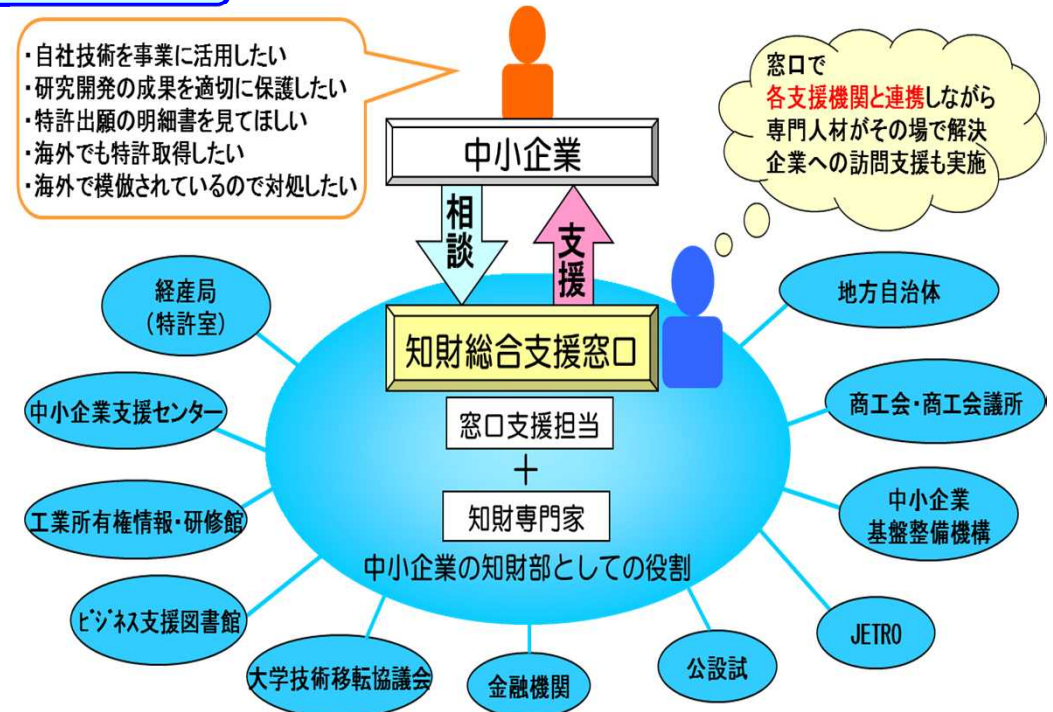
中小企業の知財活動に関する課題・ニーズ



知財に関する
中小企業の
課題や悩みは
多種・多様

(出典) 関東経済産業局「中小企業のための知財支援策活用集」(2009年)

事業概要



支援実績

- 本事業における中小企業等に対する相談支援件数
- 平成24年度 118,685件(2割増)
- 平成23年度 100,910件

①＜特許を活用した事業戦略の相談から特許技術のライセンス契約支援＞

茨城県 販売業

窓口での支援

同社は、特許取得した技術を活用した事業戦略を検討しているところ、海外展開も視野に入れているため、海外出願についての助言を求め、窓口を訪問。

窓口では、海外出願について助言をするとともに、他企業との実施許諾契約を支援。他企業とのライセンス契約締結に向け、新たなパッケージ開封方法を検討し、その結果について出願の補正や分割を支援することにより活用可能な特許となるようにアドバイス。

支援後の取組み

国際展示会で海外の農家が注目したことが契機となり、本技術を活用した包装容器を海外に輸出。最近では、コンビニに納品するベンダーが食品用のパッケージとして採用。窓口は、身近に無料で相談できるため、窓口の助言をセカンドオピニオンとして活用している。今後は製品への新素材活用やデザインの改良を進め権利化を目指すとともに、契約についても継続して検討している。

②＜デザイン導入とその戦略的な意匠権取得により魅力的な商品の市場投入を支援＞

山口県 製造・販売業

窓口での支援

同社製品について、海外市場での販売も視野に入れ、国内外で特許権を取得できないかと相談。

特許による権利化は資金面で折り合わなかったため、窓口からは、製品の特徴から安価かつ戦略的にメリットが見込める意匠権による活用を提案。専門家派遣制度により、意匠に詳しい弁理士による権利化支援、煩雑な商品デザインの整理はデザインコンサルタントによる指導を実施した。

支援後の取組み

当初モデルの意匠出願により、展示会に安心して出展できた。基本的な機能については、この展示会で好感触を得たので、商品力アップのため、デザイン面の整理を行い、実現したい機能レベルごとに価格設定をした商品展開を検討。現在、商品販売に向けたテストマーケティングを経て、市販用パンフレットを作成し、販売の促進活動を実施中。

③＜商標権侵害対策から知財に関する社内整備を支援＞

滋賀県 飲食業

窓口での支援

侵害警告への対応について、支援機関から窓口の相談を勧められ、窓口を訪問。
窓口から紹介された弁護士と侵害対応について検討。先使用権の主張について争うよりもライセンス等の交渉を進めるという方針に決定し、当事者同士で交渉を行い和解に至った。このような背景から、知財リスクの低減にむけ、窓口において商標の先行調査や出願手続に関する支援を実施。

支援後の取組み

侵害警告を機に、商標権に関するリスクを認識し、社内の管理部門に商標担当者（兼務）を設置。
出展する店舗の名称について、商標に関する先行調査及び商標出願の検討を行うよう、社内方針を決定し、商標侵害の問題を再発生させないための仕組みを構築することを検討している。

④＜特許権侵害の懸念から自社製品のライフサイクルを踏まえた知財取得支援＞

大阪府 レーザー板金加工業

窓口での支援

自治体のビジネスマッチングで提携した企業から、開発商品の権利化を勧められ、自治体担当者とともに窓口を訪問した。
窓口での支援において、開発商品が他社製品を侵害しているのでは、という懸念が発生。他社商品に関する過去の侵害訴訟の判決文を参照し、権利侵害となる可能性を示唆。新製品の開発にあたり、必要である知的財産制度の概要や先行技術調査の方法について助言を行うとともに、商品開発の際には、調査を慎重に実施することを提案。

支援後の取組み

新製品の開発の際には、先行技術調査を慎重に実施する事で、他社の権利を侵害しない形での製品開発を実施。ユーザーのトレンドを掴み、簡易なアイデアを商品化する業態であることから、特許よりもスピード感のある実用新案にて権利を取得。現在は商品販売に至り、好調な売れ行きとなっている。
窓口支援を契機として、製品開発に併せた知財取得ができるようになり、商品販売に対して自信がついた。

合計

約11,437ユーロ
(約149万円)

約12,566ドル
(約126万円)

約6,966ドル
(約70万円)

約4,166ドル
(約42万円)

約36,280元
(約58万円)

約4,796,440ウォン
(約43万円)

約4,190,940ウォン
(約38万円)

約60万円

約41万円

約21万円

■ 出願料 ■ 審査請求料等 ■ 特許料(10年間) ■ 国際出願手数料 ■ 国際調査・送付手数料

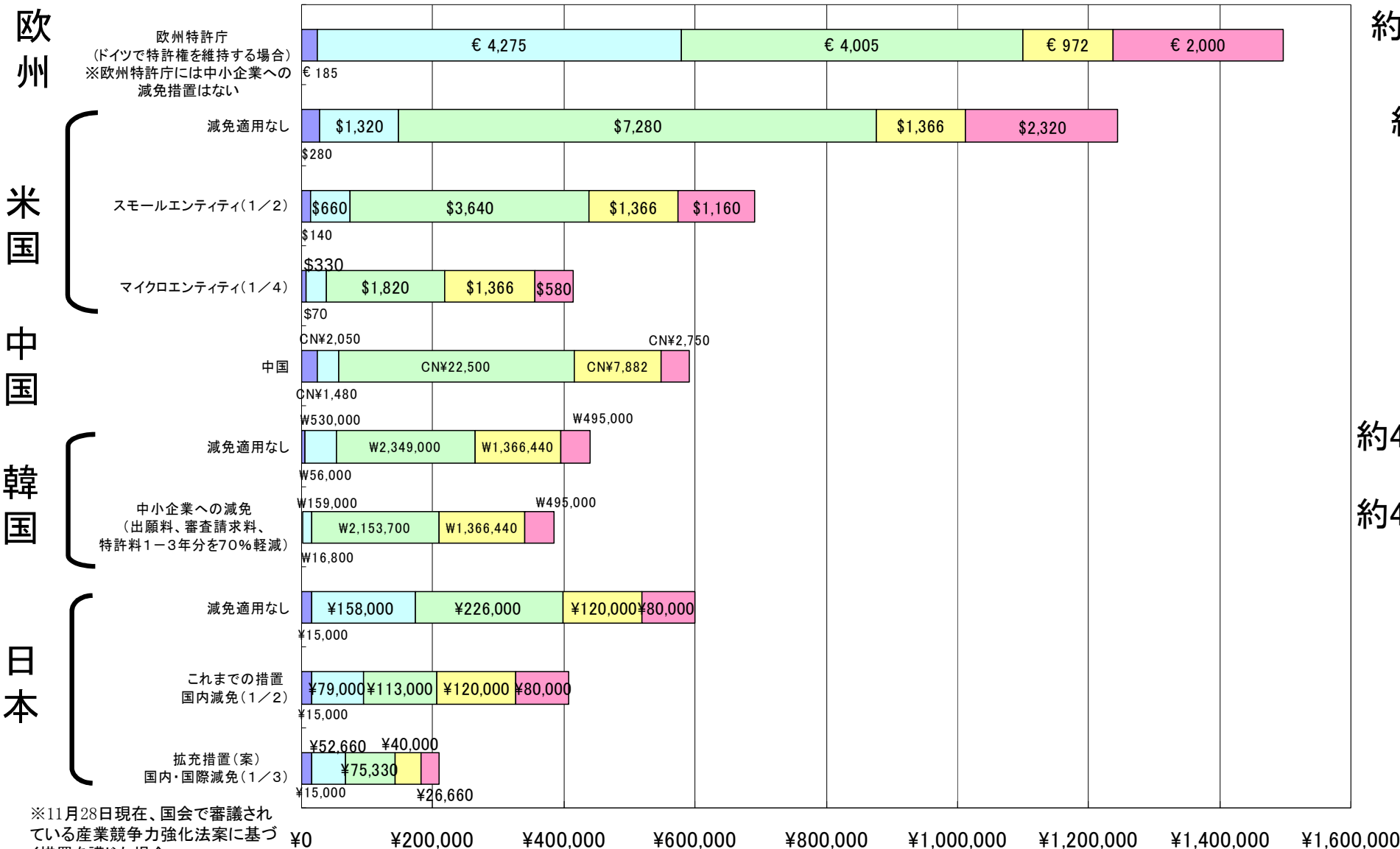
欧州

米国

中国

韓国

日本



※11月28日現在、国会で審議されている産業競争力強化法案に基づく措置を講じた場合

※出願時請求項数10、登録時請求項数6、ページ数40の場合。

※1ドル=100円、1ユーロ=130円、1元=16円、1ウォン=0.09円、1スイスフラン=6.68円=1158ウォンで算出。

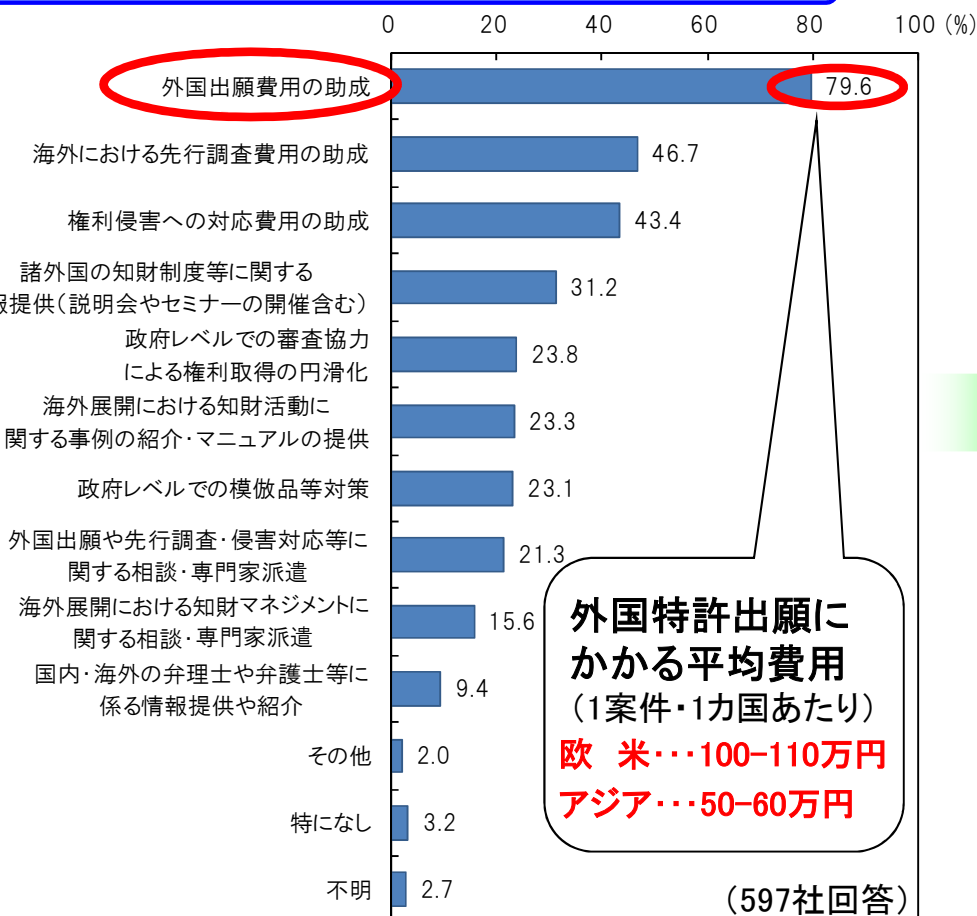
※米国は国際調査・送付手数料の減免措置を来年から導入予定。

※中国・韓国は上記の料金減免の他に各種の補助金あり

中小企業を対象にした外国出願補助金

- 外国での権利取得には多額の費用がかかり、中小企業には資金面で大きな負担。
- 地域の中小・ベンチャー企業等の戦略的な外国出願を促進するために、外国出願に要する費用を支援する「地域中小企業外国出願支援事業」を実施。

中小企業の海外知財活動に関する課題・ニーズ



出典:平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業
中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書
(特許庁, 2013年3月)

支援内容

<補助対象経費>

外国特許庁への出願料、外国出願に要する代理人費用(現地・国内代理人費用)、翻訳費用 等

<補助率>

費用の1/2

<補助上限額>

- ・ 1企業あたりの上限額: 300万円(複数案件の場合)
- ・ 案件ごとの上限額
特許出願: 150万円、
実用新案・意匠・商標出願: 60万円
冒認対策商標出願: 30万円

これまでの支援実績

20年度の支援開始以来、支援地域を40地域まで拡大し、24年度までの支援実績は**のべ約400件**。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施地域数	4地域	8地域	16地域	26地域	36地域	40地域
支援件数	11件	25件	71件	102件	191件	—

<IPDLトップページ>

お問い合わせ先
IPDLヘルプデスク
受付時間: 9:00-21:00
TEL: 03-5690-3500
E: helpdesk@ipdl.inpit.go.jp

ご利用について
各サービスのご利用方法
FAQ (よくある質問と回答)
マニュアル等ダウンロード
ご利用上の注意
セキュリティソフトの設定

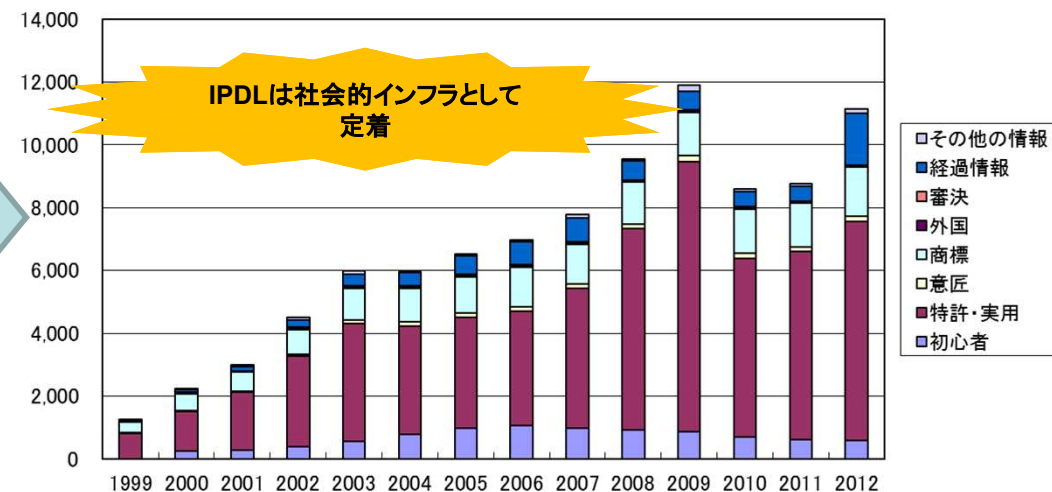
トピックス
2009/12/22 ・サービス向上のために、アンケートにご協力ください。
2009/12/22 ・「特許電子図書館(IPDL) 初心者向け講習会開催のお知らせを更新しました」
2009/12/22 ・「平成21年度意匠審査基準討論研修」の受講者募集のお知らせ
2009/12/16 ・札幌開覧室移転のお知らせ
2009/12/08 ・「特許検索競技大会2009フィードバックセミナー(東京)の受講者を募集します。」

出願手続きについて
産業財産権相談サイト
出願書類の様式、料金、その他一般的なご相談にお応えします
パソコン出願
公報・資料のご提供
公報・資料の閲覧
開放特許情報のご提供
特許流通データベース
リサーチツール特許DB
特許情報アドバイザー
人材育成
知財関連人材の育成

検索メニュー
初心者向け検索
商標検索
特許・実用新案検索
意匠検索
経過情報検索
審判検索

IPDLをご利用の際は、この設定を有効にするようお願いいたします。
プライバシーポリシーについて

IPDL検索回数の年度推移



- 約9300万件の特許・実用新案・意匠・商標の公報類や諸外国で発行された公報等を蓄積(2013年現在)。
- 機能改善に向けた取組
 - 2006年3月: 審査に関する書類をオンラインで閲覧可
 - 2007年3月: 公報全文をテキスト検索可能
 - 2013年3月: 中国特許文献の日本語翻訳文(要約)提供開始
 - *2013年8月現在: 約10万件作成、約6.7万件蓄積済

各国検索・照会サービスサービスとの比較(特許のみ)

	日本国特許庁 (JPO)	世界知的 所有権機関(WIPO)	欧州特許庁 (EPO)	米国特許商標庁 (USPTO)	
	IPDL 「特許電子図書館」	PATENT SCOPE	esp@cenet	Patent Full-text Database	Global Patent Search Network
概要	日本の特許、実用新案、意匠、商標、審決及び10カ国の公報または和文抄録※1を提供。	国際公開公報(PCT)及び約30ヶ国の公報を提供。	90カ国以上の書誌情報(出願人、要約等)、及び数十カ国の公報を提供。	米国公報(特許、登録、意匠を含む)を提供。	中国語文献を提供。USPTOとSIPO(中国国家知識産権局)が協力して作成。
中国語 文献対応	○ (和文抄録のみ)	○ 機械翻訳 (中⇔英)	○ 機械翻訳 (中⇔英)	○ 機械翻訳 (中⇔英)	
ASEAN文 献対応	× (蓄積なし)	△ (シンガポール、 ベトナム)	△ (試行データのみ)	× (蓄積なし)	
パテント ファミリー※2 表示	×	○	○	×	
ランキング/ 分析機能※3	×	○	×	○	

※1: 文献内容を要約した日本語の要約。欧米中国語文献について作成。

※2: 優先権を利用して各国に出願した同一内容の特許出願群。

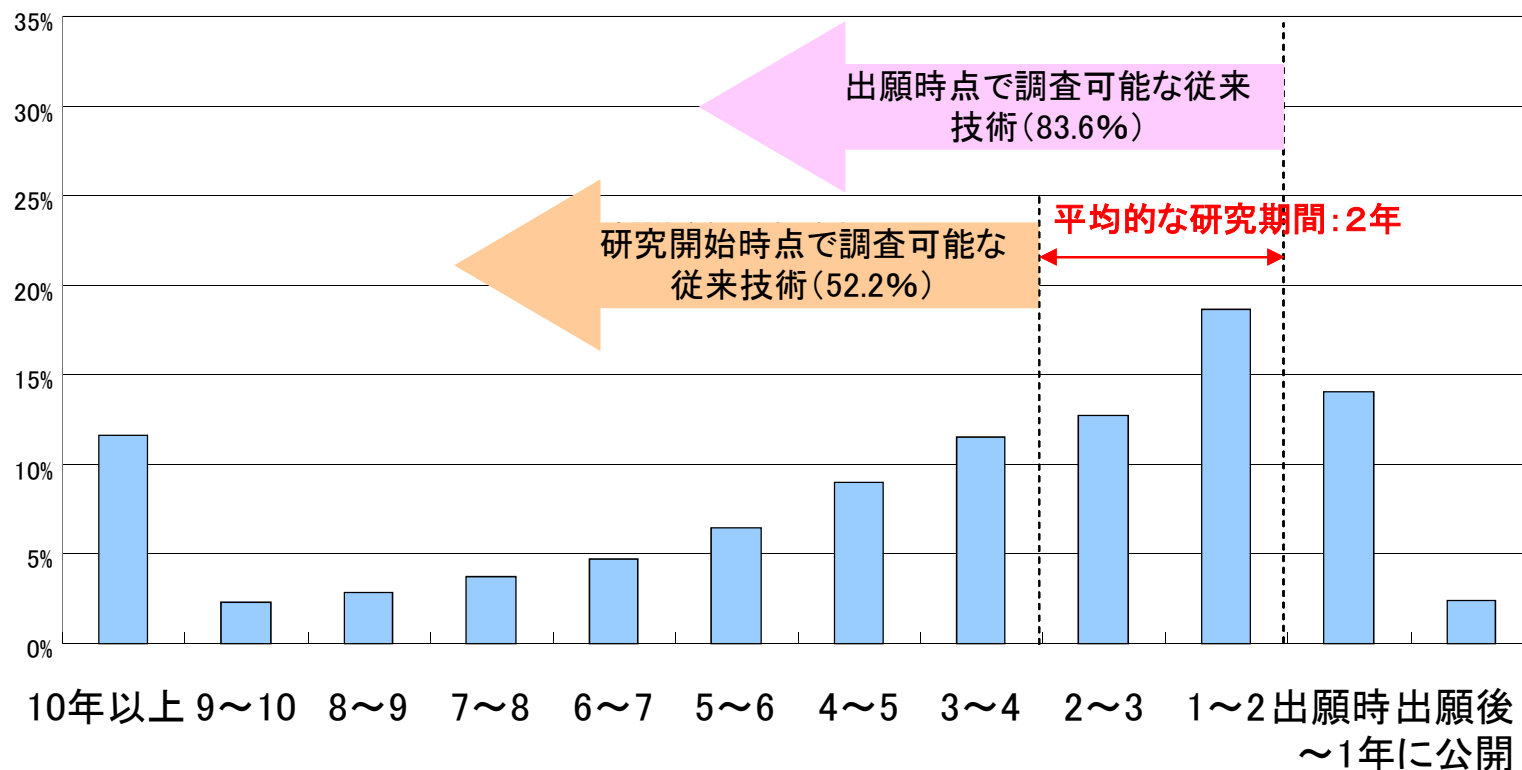
※3: 例えば、検索結果を出願人数、出願国、発行年等で分けする機能。

- 民間研究費の総額は17.3兆円(2011年) 約40%は特許に結びついておらず、開発時点で調査可能な先行技術で拒絶されたものが約50%ある。

特許に結びつかない技術開発

民間の研究開発費の総額 17.3 兆円

特許になるもの 60.5% (約10.5兆円)	拒絶査定されるもの 39.5% (約6.8兆円)
----------------------------	-----------------------------



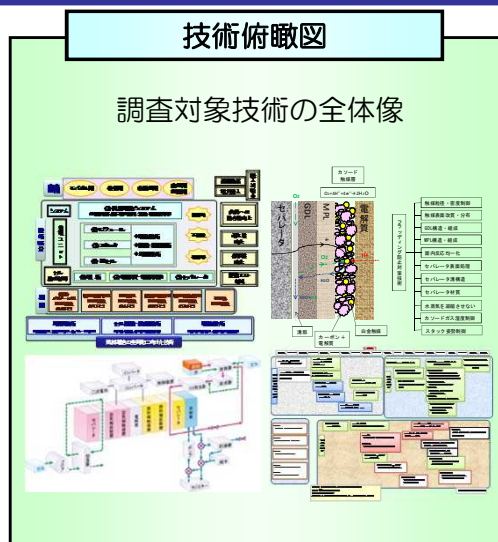
※2012年に拒絶査定となった案件を対象に引用された国内特許公開公報,国内公開実用新案公報を分析。
 ※拒絶査定で引用された引用文献のうち、最新の引用文献が、その出願の日より何年前のものを示す。
 ※出願後に公開とは、特許法29条の2や第39条の拒絶理由に引用されたもの。

資料: 特許庁作成

特許出願技術動向調査について

- 毎年度10前後の技術テーマを選定し、特許を巡るグローバルな動向を調査するとともに、市場、研究開発、政策動向等を踏まえた分析を実施。
- 審査の基礎資料、検索情報の関連資料として活かすことを主目的としつつ、産業界・学界等での知財戦略・研究開発戦略の検討等に資することも目的としている。

【調査項目例】



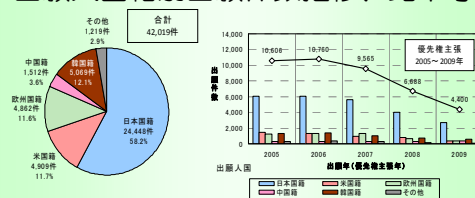
【近年の調査テーマ一覧】

調査年度	テーマ名
22FY	1 トイレの洗浄装置
	2 電子写真装置の定着技術
	3 風力発電
	4 レーザ加工技術
	5 ドラッグデリバリーシステム（DDS）
	6 グリーンパワー I C
	7 音楽製作技術
	8 電池の充放電技術
	9 ゴルフクラブ及びゴルフボール
15FY更新	10 先端癌治療機器
19FY更新	11 幹細胞関連技術
	12 電気化学キャパシタ
23FY	1 電子ペーパー
	2 医用画像の利用技術
	3 イオン発生装置及びその応用技術
	4 機能性皮膚化粧品
	5 炭素材料及びその応用技術
	6 インターネットテレビ
	7 携帯高速通信技術（LTE）
	8 水処理膜
18FY更新	9 燃料電池
24FY	1 高効率照明
	2 パワーコンディショナ
	3 インスタント麺
	4 スマートグリッドを実現するための管理・監視技術
	5 タッチパネル利用を前提としたG U I 及び次世代U I
	6 磁性材料
	7 人工光合成
	8 光エレクトロニクス
20FY更新	9 太陽電池
21FY更新	10 リチウム二次電池

平成11～24年度まで
171テーマの調査を実施

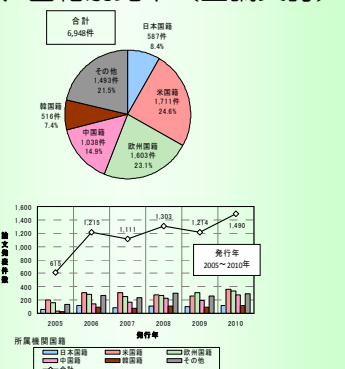
特許出願動向調査

出願人国籍別出願件数推移、比率等



研究開発動向調査

研究者所属機関国籍別論文発表件数推移、国籍別比率（全論文誌）

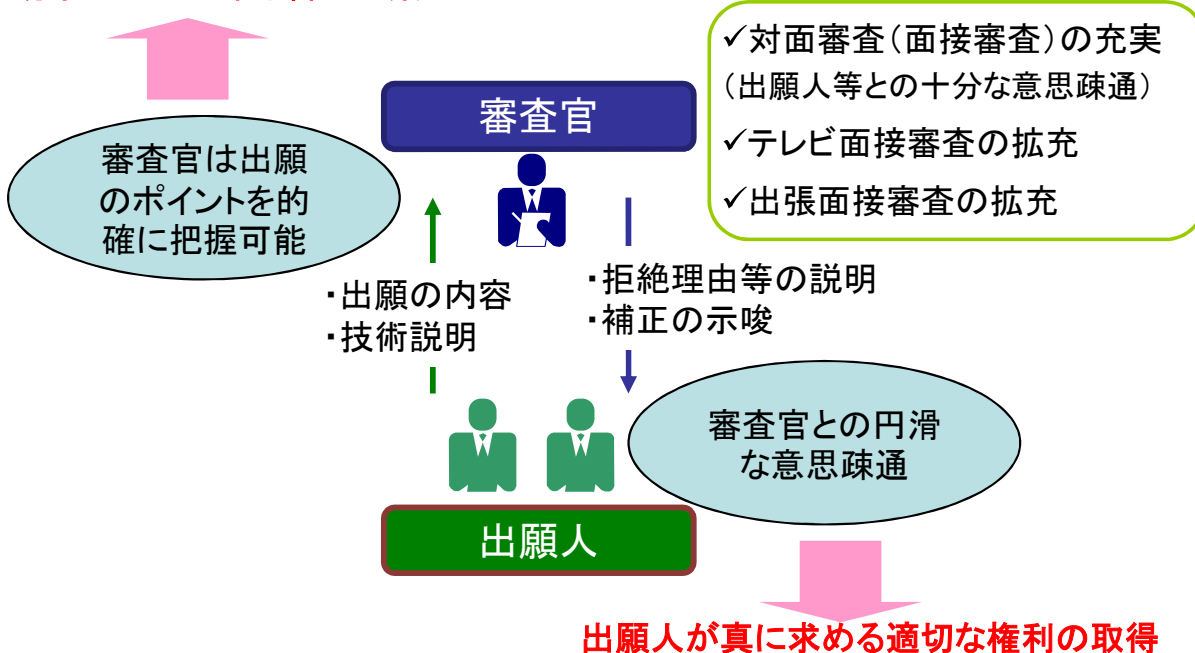


迅速かつ的確な審査に向けた取り組み① ～面接審査～

- 技術が複雑化・高度化する中、出願人や発明者と審査官が出願内容について対話することで、審査官は出願のポイントを的確に理解し、審査を効率的に実施することが可能。
- 出願人側は、審査官との円滑な意思疎通により、適切な範囲で権利を取得することが可能。

【対面審査(面接審査)の実施】

効率的かつ的確な審査に繋がる



実績

2012年度実績: 対面審査(面接審査)4,700件

【各国にも目標の動き】

ドイツ特許商標庁(DPMA)

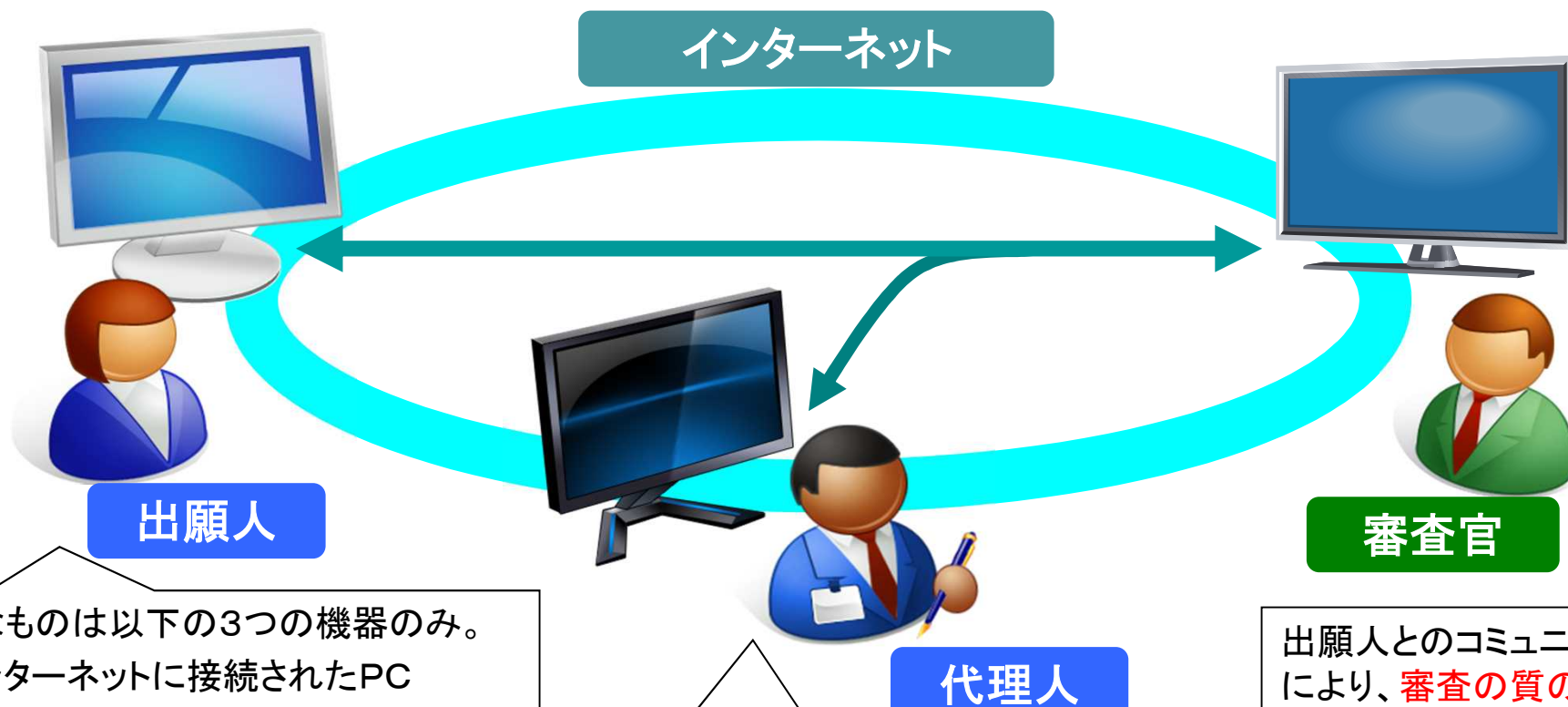
- ✓審査官は必要に応じて出願人との対面審査が可能。
 - ✓出願人は請求により、適切と認められる場合に限り対面審査の機会が与えられる。
- 特許法改正により出願人から求めがあった場合の対面審査が義務化される予定

米国特許商標庁(USPTO)

- ✓2009年より、一次審査着手前の対面審査の試行(First Action Interview Pilot Program)を実施。
- ✓全技術分野に拡大し継続して実施。(Full First Action Interview Pilot Program)
- ✓出願人は請求により、一定の要件を満たす場合に限り、先行技術調査の結果を含む「インタビュー前通知」を受け取った上で、対面審査の機会が与えられる。

迅速かつ的確な審査に向けた取組み② ～TV面接審査～

- 審査官と出願人・代理人の面接による審査は、審査の精度向上の有効な手段。
- 本年4月に、インターネット回線を利用したWeb会議システムを導入し、面接審査の機会を拡大。
- 地方の出願人でも、自身のPCから簡単に面接審査に参加でき、審査官と適確にコミュニケーションをとることで、より適切な権利設定が可能。



必要なものは以下の3つの機器のみ。

- ・インターネットに接続されたPC
- ・ウェブカメラ
- ・ヘッドセット

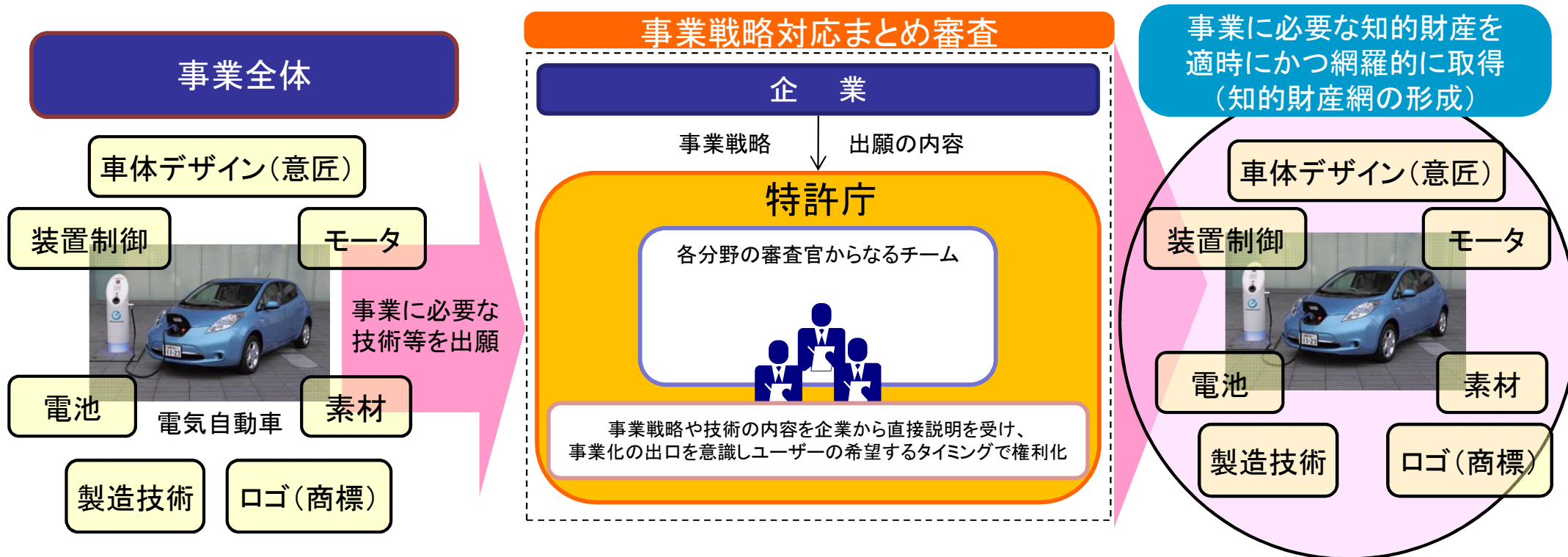
特別なソフトウェア・機器は不要。

出願人・代理人・審査官を含む
最大10拠点からTV面接に参加可能。

出願人とのコミュニケーション強化により、**審査の質の向上・効率化**が図られる。

迅速かつ的確な審査に向けた取組み③ ～事業戦略対応まとめ審査～

- 企業のグローバル化や事業形態の多様化にともない、各企業の事業戦略を支援するためには、その事業戦略に関連する網羅的な知的財産(特許・意匠・商標)をタイムリーに権利化することが重要。
- 新事業や国際展開を見据えた事業に必要な知的財産網を形成するために、各分野の審査官が連携しながら、分野横断的に事業展開のタイミングに合わせて、審査・権利化を行う「事業戦略対応まとめ審査」を、2013年4月より開始。



事業戦略対応まとめ審査

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/matome_sinsa.htm

弁理士を検索できる「弁理士ナビ」（日本弁理士会）

- 日本弁理士会が運営している弁理士検索システム「弁理士ナビ」
- 従来の「弁理士リスト検索システム」に加え、平成17年11月より地域、専門分野等で弁理士を検索可能。



弁理士ナビ



地域

を指定して弁理士を探す



中小・ベンチャー企業

に対応する意思のある弁理士を探す



大学・TLO

に対応する意思のある弁理士を探す



専門分野

から探す



取り扱い業務

から探す



簡単に検索したいときは

クイック検索



細かく検索したいときは

マルチ検索（弁理士）



細かく検索したいときは

マルチ検索（事務所）

「弁理士ナビ」は弁理士法第77条の2の規定に基づき「弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要」な情報として公開するものです。

この利用目的に該当しない利用はご遠慮ください。この目的外利用に関わる問合せにはお答えできません。

★利用者の方へ

・情報は弁理士会が保有する情報を公開する「基礎情報」と、会員からの申告による「任意情報」に分かれます。任意情報は申告に基づくものであるため、当会はそのらの情報について責任を負いません。

・法律により既に受任している事件と利益相反する事件を受任してはならないため、弁理士や事務所

- 特許庁、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)が有する人材育成に関する知識・ノウハウ経験の提供を目的として研修メニューを作成。
- 知的財産制度ユーザを対象とした、実務知識の習得、業務実践能力の向上、業務スキルの醸成等を目指す。

調査業務実施者 育成研修

目的: 先行技術調査実務に求められる能力を習得

対象: 登録調査機関で調査業務を行う人材

調査業務実施者 スキルアップ研修

目的: 調査業務指導者に求められる能力を習得

対象: 登録調査機関に所属する調査業務を行う人材

検索エキスパート 研修

目的: 先行技術調査のノウハウ、特許要件の判断手法の習得

対象: 企業の知財部員、特許調査企業の従業者、科学技術研究者

審査基準討論研修

目的: 特許・意匠の審査基準に基づき特許要件の判断手法を習得

対象: 企業の知財部員、弁理士等

拒絶理由通知応答 研修[意匠]

目的: 拒絶理由通知の内容理解、的確な対応を行う実践能力を習得

対象: 意匠に関わる企業の知財部員、弁理士

知的財産活用 研修(活用検討)

目的: 知的財産経営に役立てるための判断能力を醸成

対象: 中小・ベンチャー企業の経営者・知財担当者等

知的財産活用 研修(検索)

目的: 特許情報を活用し、研究開発のテーマ・方向性を判断するための調査能力を醸成

対象: 中小・ベンチャー企業の知財担当者、大学研究者等

知的財産権研修

目的: 知財関連業務担当者の実践能力を向上

対象: 中央省庁・地方自治体・公的研究機関・教育機関等の職員

※上記研修に加え、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)にて特許庁職員向け研修を実施

- 地域団体商標制度の導入：地域ブランドをより適切に保護し、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、これまで全国的な周知性が無ければ認められなかった「地域名＋商品（役務）名」から構成される商標（例：夕張メロン）について、登録要件を緩和。2006年4月から制度を導入。
- 制度の普及・周知活動：2007年より、地域団体商標の登録案件や活用事例を紹介する冊子を毎年発刊。2012年版では、新たに審査対応のポイントや地域団体商標Q & Aを掲載。



登録例「仙台いちご」

権利者：全国農業協同組合



登録例「仙台味噌」

権利者：宮城県味噌醤油工業協同組合



産品別出願内訳一覧表（2013.9.30 現在）

農水産一次産品	加工食品	菓 子	麵 類
483	141	33	37
酒 類	工業製品	温 泉	その他
20	254	49	27
合計：1044件			

産品別登録内訳一覧表（2013.9.30 現在）

農水産一次産品	加工食品	菓 子	麵 類
214	55	9	10
酒 類	工業製品	温 泉	その他
13	196	41	13
合計：551件			

➤登録された商標は2013年9月30日時点で551件に達しており、今後は製品の品質管理、他者の無断使用の監視といった商標権の管理と有効活用を通じて地域ブランドの価値向上を進めていくことが重要。

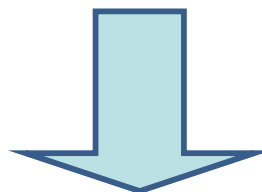
Ⅱ．知的財産の活用

- 知財戦略も、秘匿または知財権の独占的排他権を実施（クローズ化）するだけでなく、他社に公開またはライセンスするか（オープン化）して、自社利益拡大の検討・選択をするといった対応に変化。

自前主義の知財戦略

過去10年のものづくりの変革

- ・ 経済のグローバル化
- ・ 市場ニーズの変化の急な加速



- ・ 製品のライフサイクル短縮化
- ・ 技術の一層の高度化・複雑化

オープン・イノベーションの知財戦略

（知的財産権の取り扱いが鍵）

【オープン・クローズ戦略の基本フレーム】

コア領域を特定

オープン化

クローズ化

◆ 独自技術などを秘匿化（ノウハウ）

- ◆ 知財の占有化
 - ・ 独占実施
 - ・ 権利侵害差し止め

特許取得

◆ 他社に自社技術の使用を許すこと

- ・ 標準化
- ・ 無償実施によるデファクトスタンダード化
- ・ 定額/高額ライセンス
- ・ クロスライセンス

特許取得

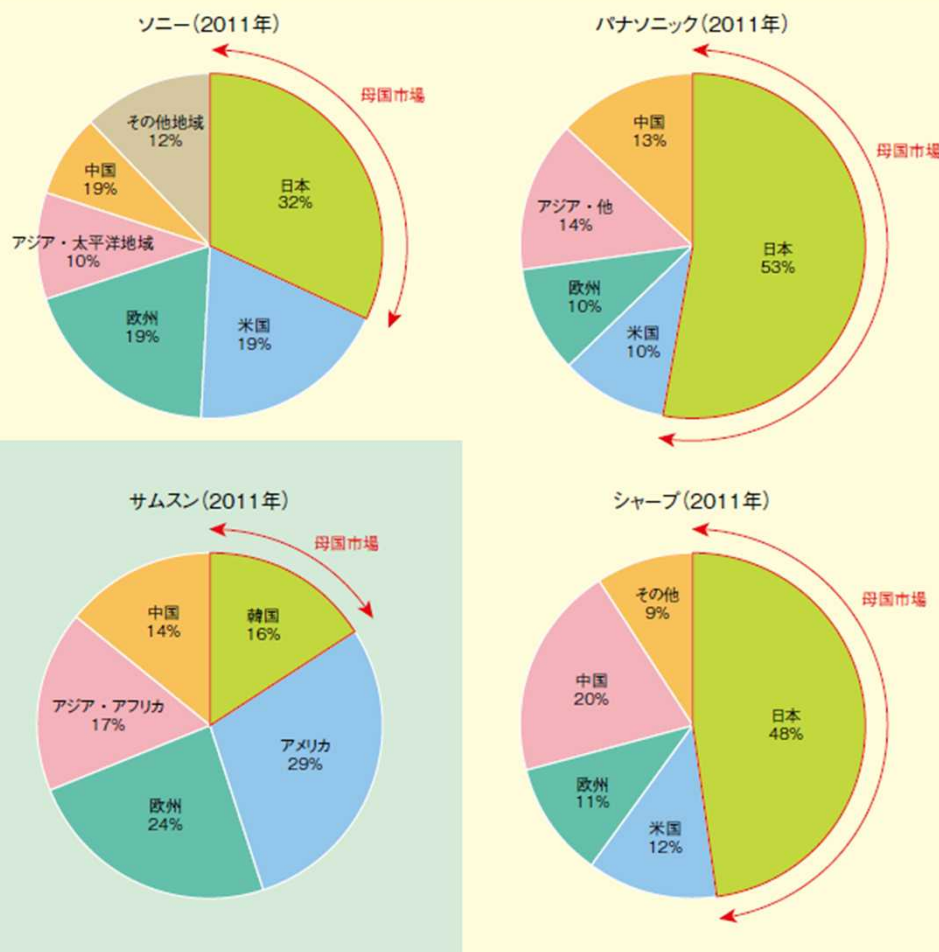
【欧米企業のオープン・クローズ戦略事例】

	アップル（米）	インテル（米）	ボッシュ（独）
オープン / 標準化領域	スマートフォン端末の製造工程をEMS企業に開示（オープン化）	PC周辺機器（マザーボード）の製造技術をアジア企業に開示（オープン化）	自動車ECU基本ソフトウェア「Autosar」の標準化を主導（標準化）
クローズ領域	デザイン（意匠権） タッチパネル技術（特許・他社にライセンスせず）	MPU（ブラックボックス化）	アプリケーション開発の制御パラメータ（ブラックボックス化）

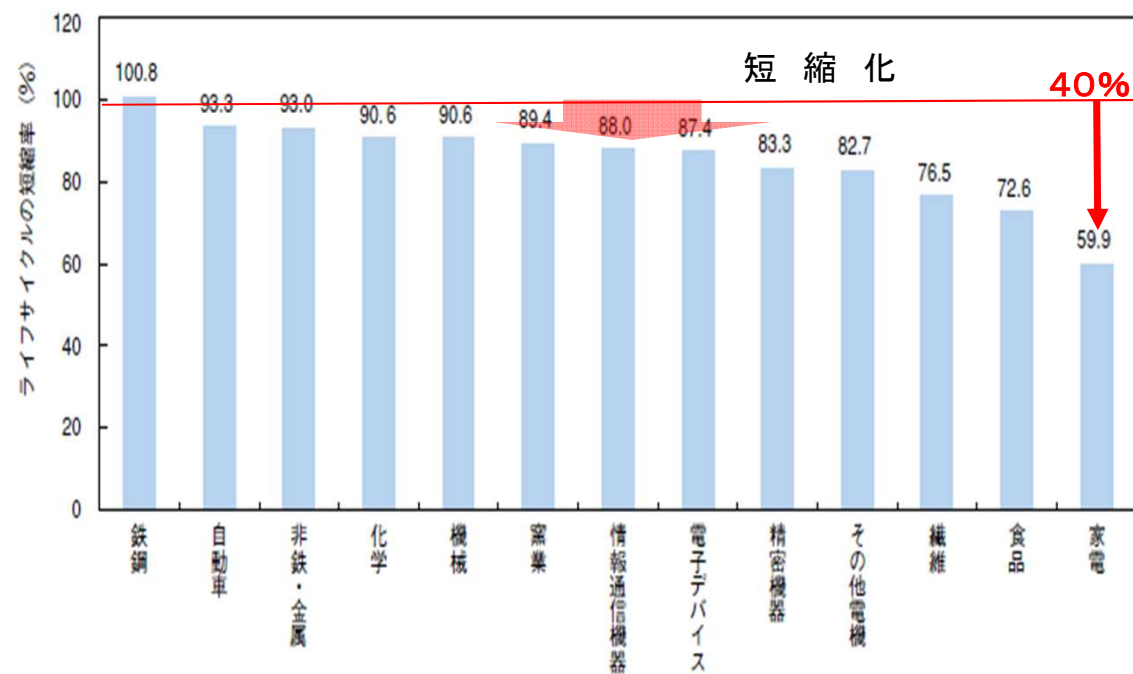
オープンイノベーションの背景(企業の経済活動の変化)

■ 経済活動のグローバル化や市場ニーズの急激な変化、製品ライフサイクルの短縮化等の環境の中、他社よりも競争力を強化するために、自前主義からオープンイノベーションへと移行。

経済活動のグローバル化
(日韓エレクトロニクス企業の地域別売上高の比率)



製品ライフサイクルの短縮率
(現在のライフサイクル期間を5年前と比較し、どの程度短期化しているか)

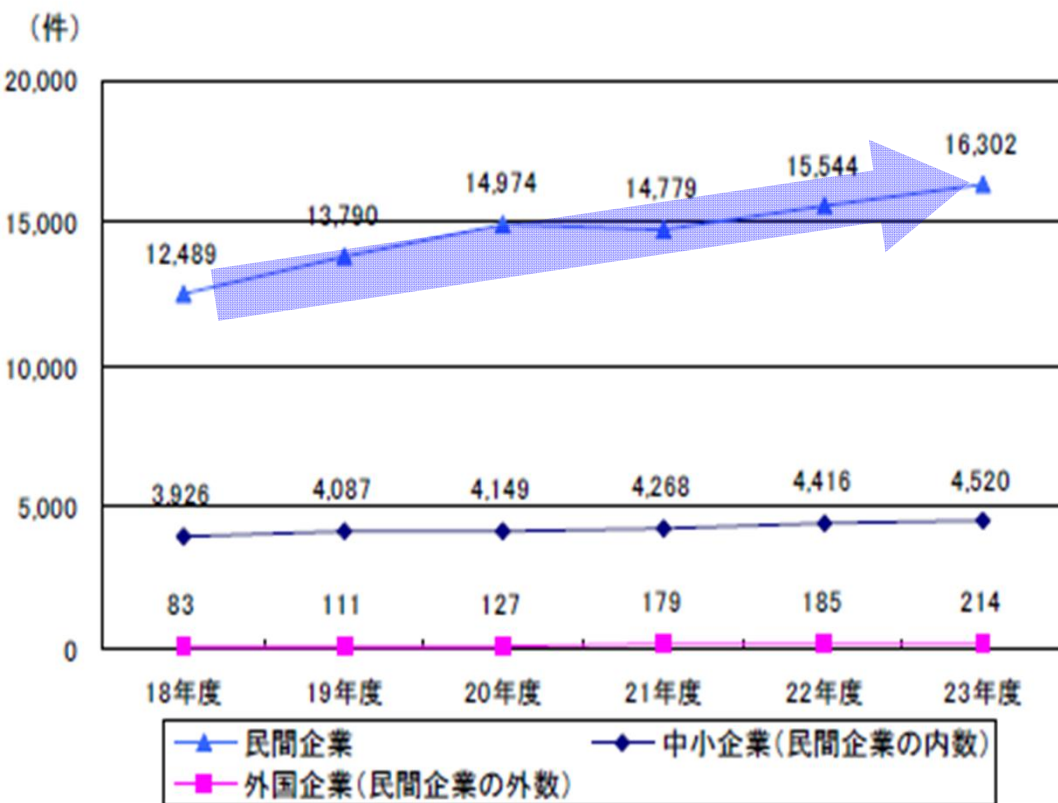


1. 上場している製造業企業を対象にしたアンケート調査結果、有効回答数は227社
2. 主力製品の現在のライフサイクル年数(産業別平均値)／主力製品の5年前のライフサイクル年数(産業別平均値)

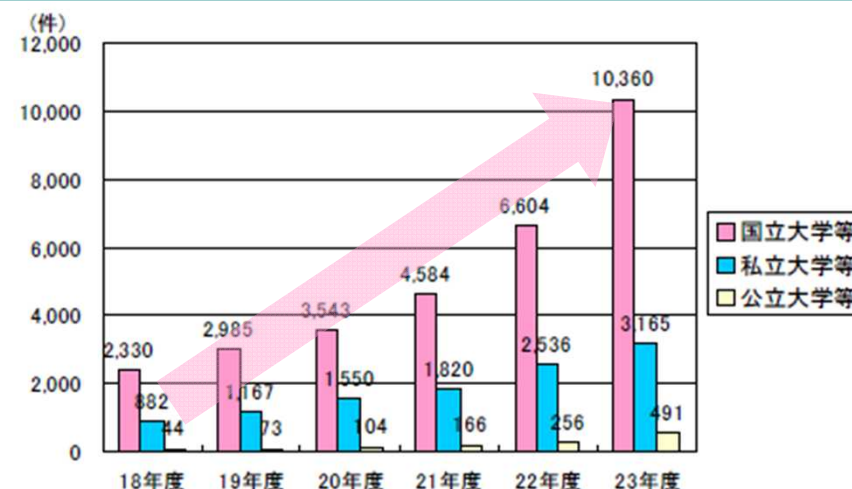
オープンイノベーションへの活性化(産学連携の推進)

- 平成23年度の国内民間企業との共同研究実施件数は、平成18年度と比較して約31%増。また、特許権保有件数の増加とともに実施等件数も増加している。
- 共同研究の推進だけでなく、大学保有の技術を民間が活用することで、オープンイノベーションを促進する。

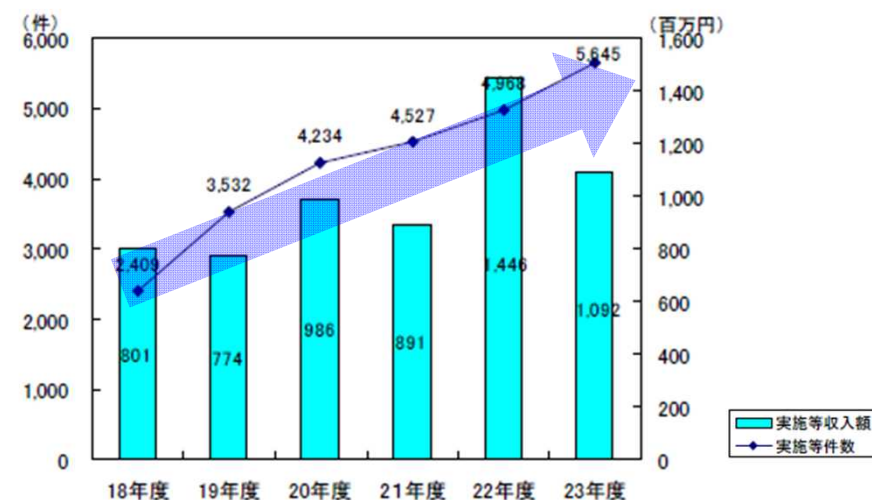
民間企業・中小企業・外国企業との共同研究実施件数の推移



大学の特許権保有件数の推移



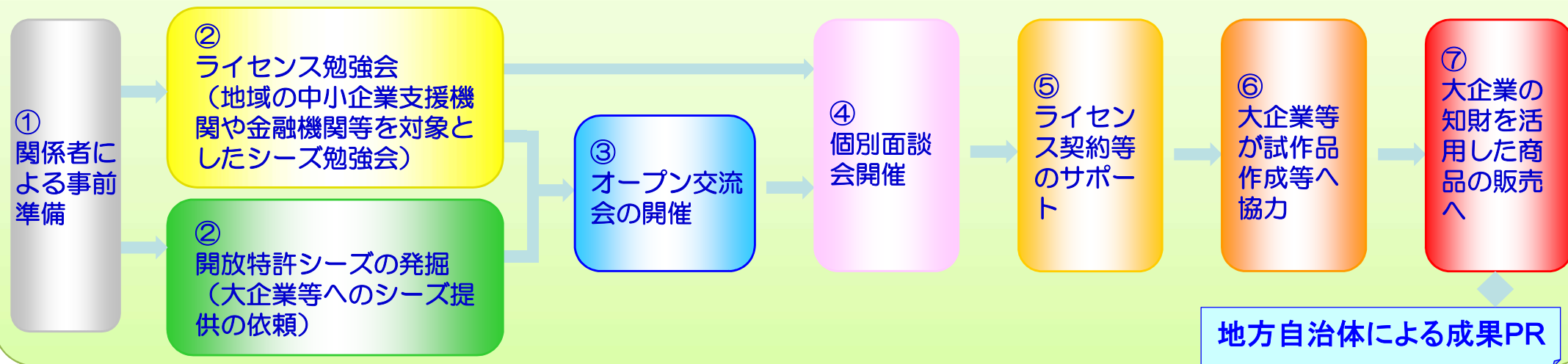
大学の特許権実施等件数及び収入額の推移



大企業「開放特許(ライセンス)」の有効活用事例① (知財マッチング事業)

- 大企業が保有し、ライセンス提供をする意向がある「開放特許」等を、中小企業の新製品開発や新事業展開へと繋げるべく、地方自治体が地域の金融機関等と連携して、大企業と中小企業がマッチングする機会を提供する。
- ライセンス契約締結に向けたフォローアップ等を実施し、商品化・事業化の成功まで導いていく。

「知財マッチング事業」の一般的なプロセス



■ シーズ提供者

【企業】

アークレイ、大阪ガス、神戸製鋼所、シャープ、日産自動車、日本電気、日本マイクロソフト、富士通、堀場製作所、雪印メグミルク、日本ハム 等

【大学】

東京大学、京都大学、北海道大学 等

【研究機関・その他】

京都府中小企業技術センター、京都市産業技術研究所 等

■ マッチング事例

事例1) 中島工業(株) 京都府城陽市
富士通(株)の特許を活用し、抗菌機能を持ったフィルムを開発・商品化



事例2) 大東寝具工業(株) 京都市
日産自動車(株)の高級車の内装に使われている人工皮革を活用し、ソファを開発



事例3) 森田テック(株) 川崎市
日本電気(株)の特許を活用し、電子機器の電磁波ノイズ発生源を特定する電界/磁界プローブを開発



- (独)工業所有権情報・研修館(INPIT)が平成9年から平成22年まで実施。
- 提供可能な特許及び導入ニーズの把握からライセンス契約に至るまで、無料で相談・アドバイスを行い幅広く支援。
- 特許流通アドバイザー同士の全国的なネットワークを活かし、14年間で14,699件の成約実績。
- 民間サービスへ移行。

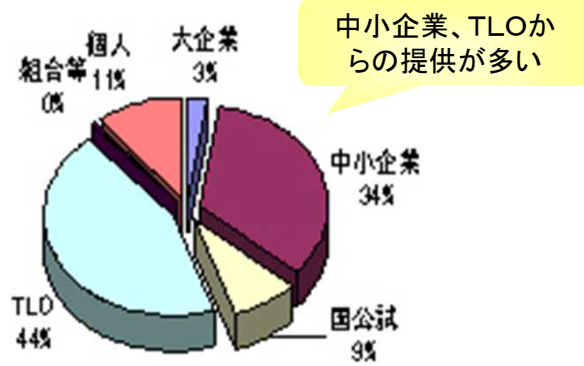
特許流通アドバイザーの派遣(H9-H22終了)



【特許流通アドバイザー技術移転成約件数】

成約の種類	件数
実施権許諾契約	4,750
特許権譲渡契約	813
秘密保持契約	4,021
オプション契約	1,207
共同研究・開発契約	1,176
技術指導契約	824
部品製品の供給契約	101
その他	1,807
計	14,699

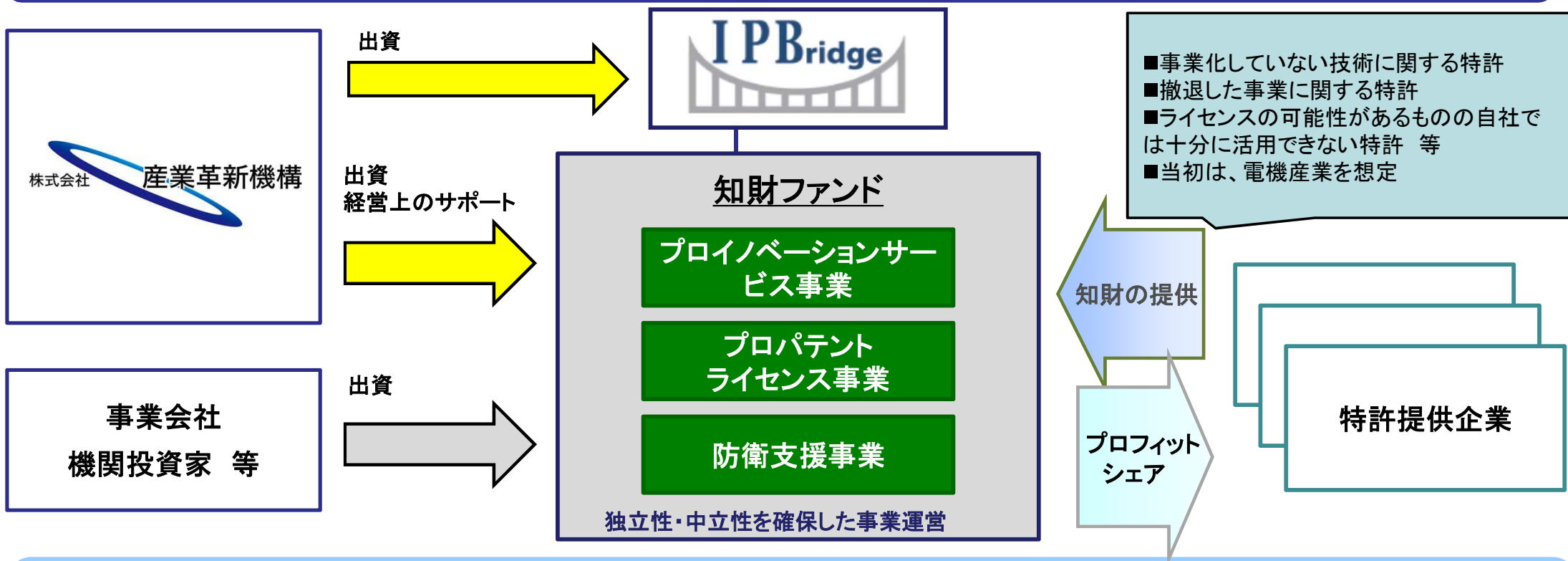
【特許提供者】



【特許導入者】

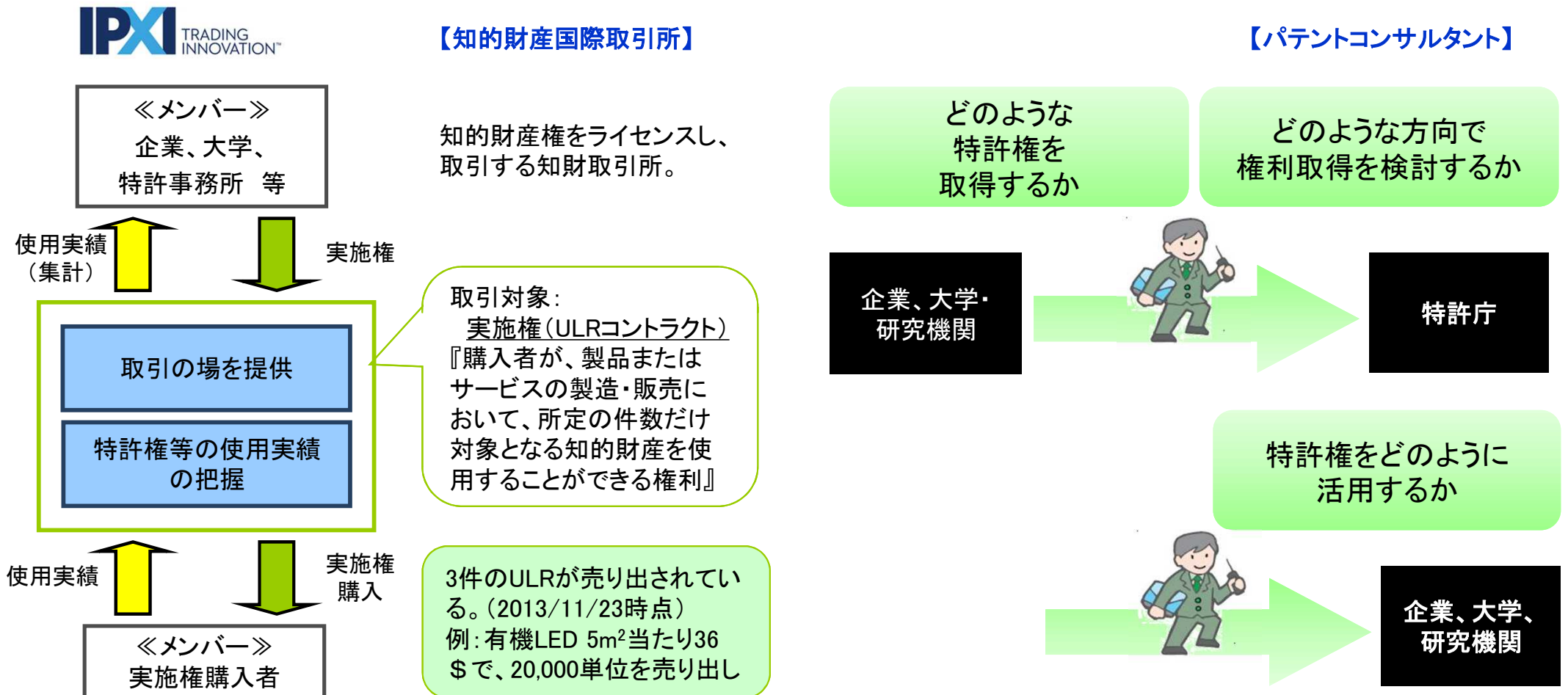


- 投資対象: 株式会社IP Bridge (アイピー ブリッジ) / IP Bridgeが組成・運営する知財ファンド
- 事業内容: 知的財産権の取得、保有、管理、使用・実施の許諾及び売買並びにこれらの斡旋及び仲介
知的財産権を利用した事業に関する助言及びコンサルティング
- 投資金額: 9千万円 (IP Bridge設立に伴う出資)
27.5億円 (IP Bridgeが組成・運営する知財ファンドに対する初期投資)



- 技術の事業化、技術を軸とした事業再編、特許からの適正な収益の確保、訴訟に対する防衛に役立つ特許の提供など、**特許開発企業が自前では行えない新たな活用方法に繋げる**ことを目指す
- 特許のライセンスだけでなく関連するノウハウも含めて提供することにより、特許提供企業の技術者とともに特許の事業化を支援していくことを通じて、**技術者に新たな活躍の場を提供し、ノウハウ流出を防止**する効果も狙う

- 知的財産権をライセンスし、取引する知的財産国際取引所 (IPXI) が出現。
- 2013年6月にフィリップスの登録特許225件と特許出願300件超をあわせた有機LEDの特許群を売り出し。現在の取引実施件数は数件のみ。



(1) 知財マッチング事業(特許庁(企画調査課))

- 地域金融機関の協力で、クライアントである中小企業のニーズと大企業の保有特許を相互にマッチングする事業が全国各地で実施中。横展開を図るため、調査を実施。

(2) 金融機関向け知財セミナー(特許庁普及支援課)

- 地域金融機関職員を対象に制度・支援施策等を説明し、知財制度の普及啓発。
23年度 5回 / 24年度 15回 / 25年度 34回(予定)

(3) 知的資産経営の普及※

① 知的資産経営セミナー(経済産業省(知的財産政策室))

- 地域金融機関職員とクライアントである中小企業の経営者が一緒にセミナーを受講することで相互の理解を深めて、知的資産を「見える化」する知的資産経営報告書を作成。

② 中小企業のための知的資産経営マニュアル(中小企業基盤整備機構)

- 中小企業診断士等が知的資産経営報告書を作成する際のマニュアルを策定。

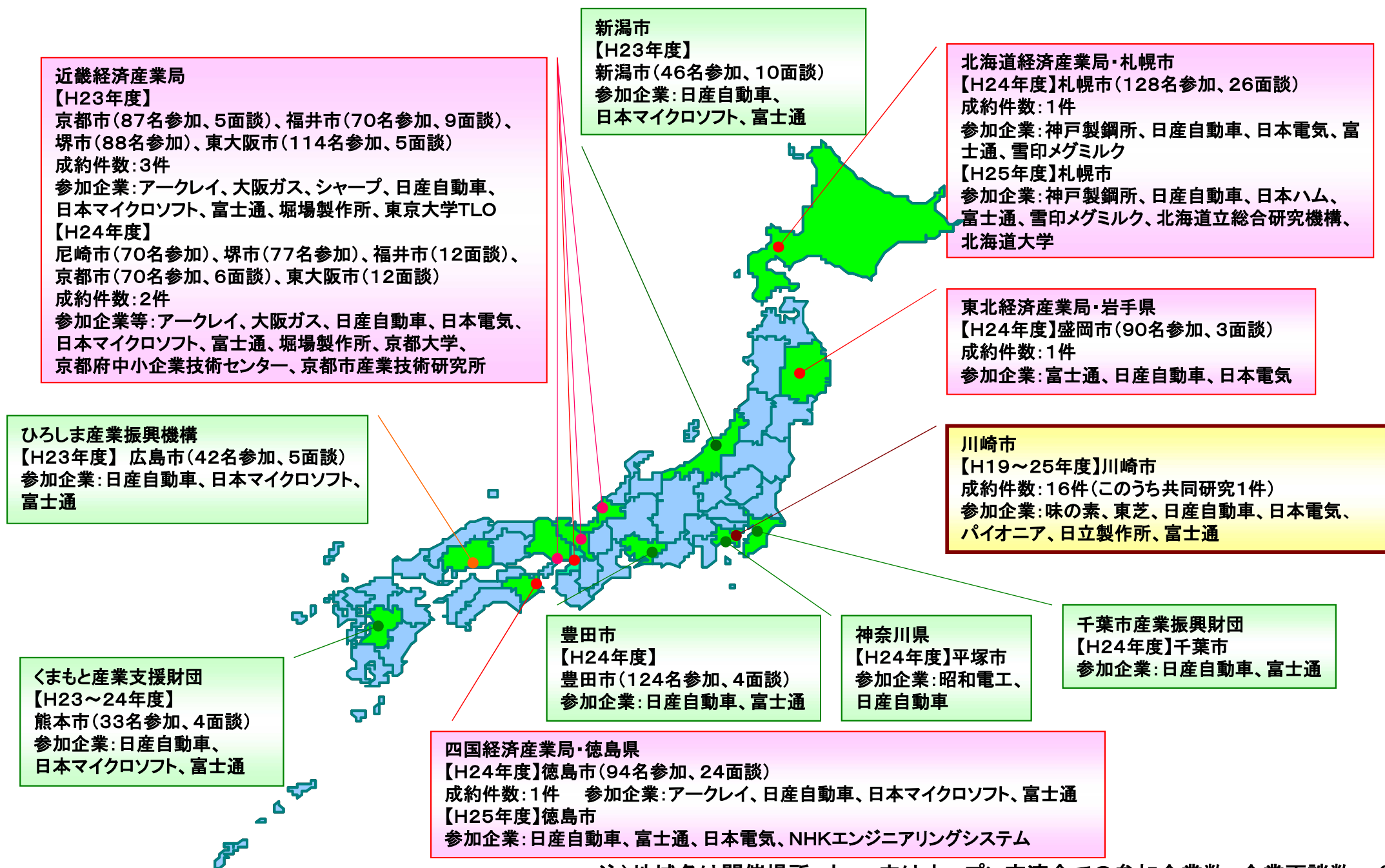
(2007年3月策定、2012年5月改訂版策定)

※地域密着型融資(リレーションシップバンキング)を促進するため、金融機関はクライアントの企業情報やコミュニケーションの拡大を必要としており、そのツールとして「知的資産経営報告書」に注目している金融機関が存在。知的資産経営報告書はビジネスや人材、組織、取引先等の知的資産を「見える化」したもの。その中小企業の強みを外部にPRすることができるようになり、金融機関にとっては、融資を検討する際に非財務情報を把握することができるようになる。

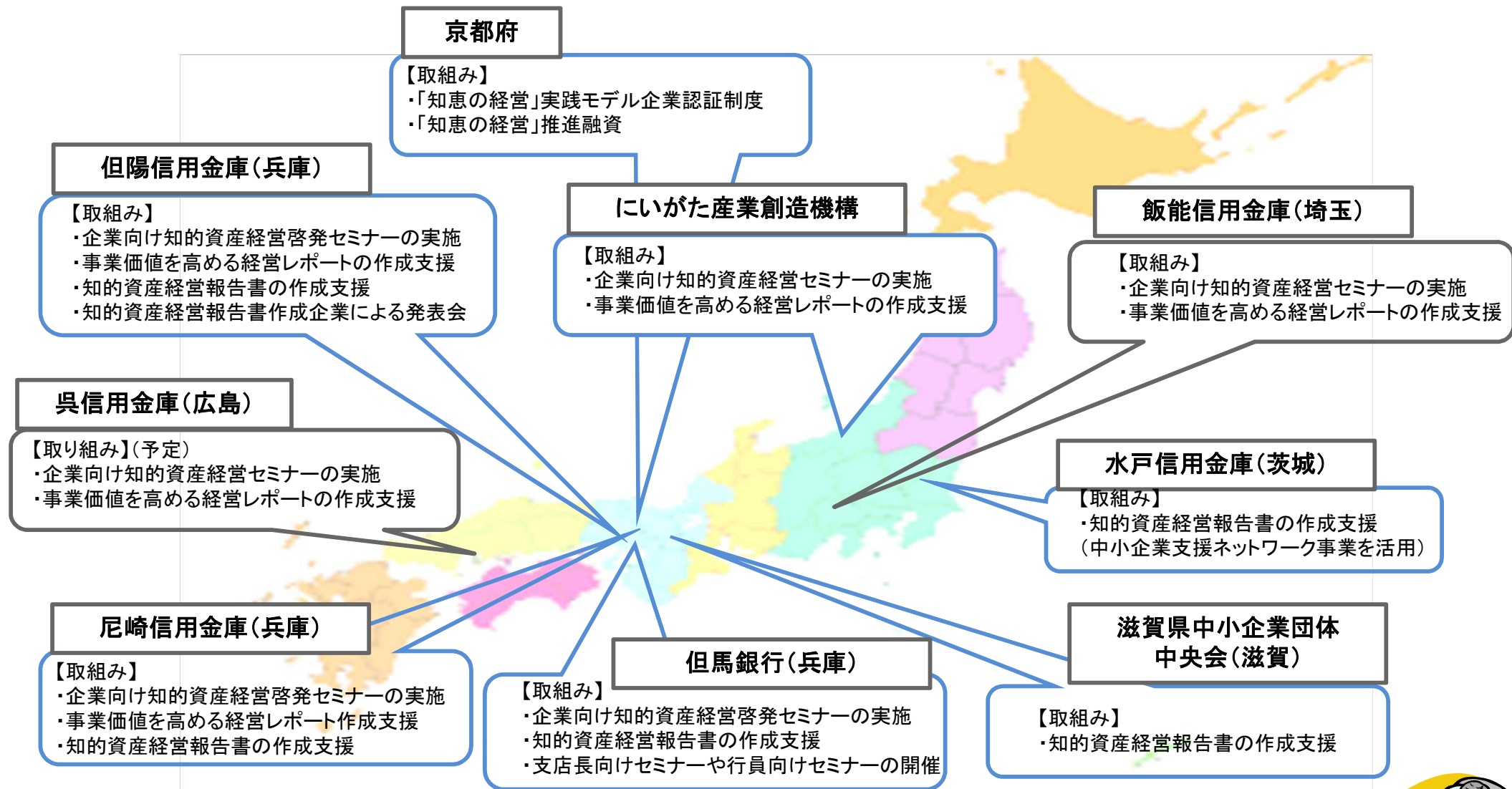
(4) 金融検査マニュアルでの紹介

- 当該マニュアルの中で、金融機関が中小企業に対して、きめ細かな与信管理を行っている事例として、特許等を含んだ知的財産経営報告書の活用を紹介。

金融機関との取組事例① 知財マッチング事業の拡がり



注) 地域名は開催場所、カッコ内はオープン交流会での参加企業数、企業面談数 27



※上記のほか、同様の事業実施に関心を有する金融機関が複数存在。



2-1. 日本政策投資銀行の融資事例

1995年度に知的財産権担保融資を創設。

融資実績 約300件以上(融資累計額約200億円以上)

→ 知的財産権の価値評価や売買が困難。



事例1: アッシュコンセプト(株) [資本金 3000万円、従業員数 16名]

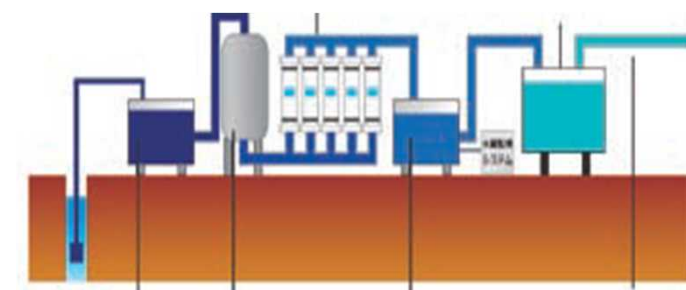
アッシュコンセプト(株)のブランド”d+”は、シンプルでありながら遊び心を加えた楽しいデザインが特長。動物の形をしたシリコン製の輪ゴム「アニマルラバーバンド」は米国の近代美術館 MoMAミュージアムショップで販売され、一躍世界の注目となった。

同社の経営方針が日本政策投資銀行に高く評価され、デザイン性に優れたアニマルラバーバンドの意匠権を担保に1千万円の融資が実施。

事例2: (株)ウェルシィ [資本金 3億7000万円、従業員数 134名]

(株)ウェルシィは地下水を飲料水として提供するシステムを製造販売。東日本大震災の際に、納品先の医療機関が断水状況においても同システムによって飲料水の供給が可能となり、医療活動が継続できたことが高く評価され、災害時の水源確保手段として注目された。

同社の特許をつかった地下水飲料化システムの新規性と優位性が評価され、日本政策投資銀行から4件の特許出願を担保に6千万円の融資が実施。



2-2. 地方金融機関による融資事例

(株)エイムテック 〔資本金 6100万円、従業員数 18名〕

従来、ガス漏れ検査は検査員の経験と勘に頼っていたところ、自動で検査する機器を開発するため平成13年に起業。

産学連携によって開発した基本特許をベースにガス漏れ検査装置を開発。地元の金融機関が同社の技術力や特許製品の市場性を高く評価し、新製品の開発資金を融資。



(参考) 知財総合支援窓口の実績

金融機関が相談者として支援窓口を活用している事例は115件確認されている。(2012～2013年11月まで)

- 信用金庫担当者が、融資先企業数社が保有する特許に社長個人の権利と会社の権利が混在していることを懸念し、事業承継などの場面でどのような問題が生じるかについて支援窓口から助言を得た。支援窓口は窓口登録弁理士と連携し、法的なリスクや事前に検討しておくべき事項について助言をおこなった。
- 地方銀行担当者が、融資を行うため実用新案権の質権者となっているが、質権設定の特許庁登録経過を確認したいという趣旨で支援窓口を利用。特許電子図書館の経過情報の公開内容と原簿登録事項との違いなどについて助言をした他、地方銀行融資先企業が手続きに不案内であれば、支援窓口がサポートすることを申し出。
- 地方銀行担当者が、融資先企業から保有している技術の紹介依頼(技術に着目したビジネスマッチング)を受けたが、銀行として紹介するに足る技術であるのか自信が無いため、専門家の意見を聞きたいと支援窓口を来訪。地方銀行担当者の疑問にQA方式で対応し、懸念の点を解消ないし今後の検討方法について助言した。

※各支援窓口では関係機関と定期的な連携会議を開催しており、概ね半数の連携会議には金融機関が参加している。

※金融機関が中小企業に支援窓口を紹介した事例は601件となっている。

2-3. 豊和銀行と(株)パテントファイナンスコンサルティングの提携事例

一般的に金融機関には技術の「目利き」ができる人材が不足しているため、特許技術の価値を評価することが困難。融資を検討する際には、特許技術の価値を評価するために、調査会社に委託するケースがある。

豊和銀行(大分県)の取組み

豊和銀行は提携した調査会社に、中小企業の特許技術の評価を外部委託。評価にかかる費用(30万~100万円)は中小企業側の負担。融資案件が不良債権となった場合は担保とした知財の売り先を調査会社が紹介。(制度創設:平成23年9月6日)

(参考)
(株)パテントファイナンスコンサルティングの
豊和銀行等の金融機関との提携による実績

- 融資実績 23件
 - 内訳: 商標権 60%
 - 特許権 25%
 - 著作権等 15%
- 融資実績額 約51億円



知的財産担保融資とは
お持ちの知的財産(特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権)を活用し、融資を受けることができます。融資額は、知的財産の価値に基づいて決定されます。

知的財産担保融資のメリット

- ・ 特許権・商標権・実用新案権・意匠権・著作権を活用して融資を受けることができます。
- ・ 融資額は、知的財産の価値に基づいて決定されます。
- ・ 融資期間が長くなります。
- ・ 融資利率が低くなります。

知的財産担保融資の手続き

1. 知的財産の調査・評価
2. 融資額の決定
3. 融資の申し込み
4. 融資の審査
5. 融資の開始

融資の実績

融資実績	融資実績額	融資実績数
特許権	約10億円	10件
商標権	約20億円	20件
実用新案権	約10億円	10件
意匠権	約10億円	10件
著作権	約10億円	10件

豊和銀行
豊和銀行は、中小企業の特許技術を活用した融資を提供しています。

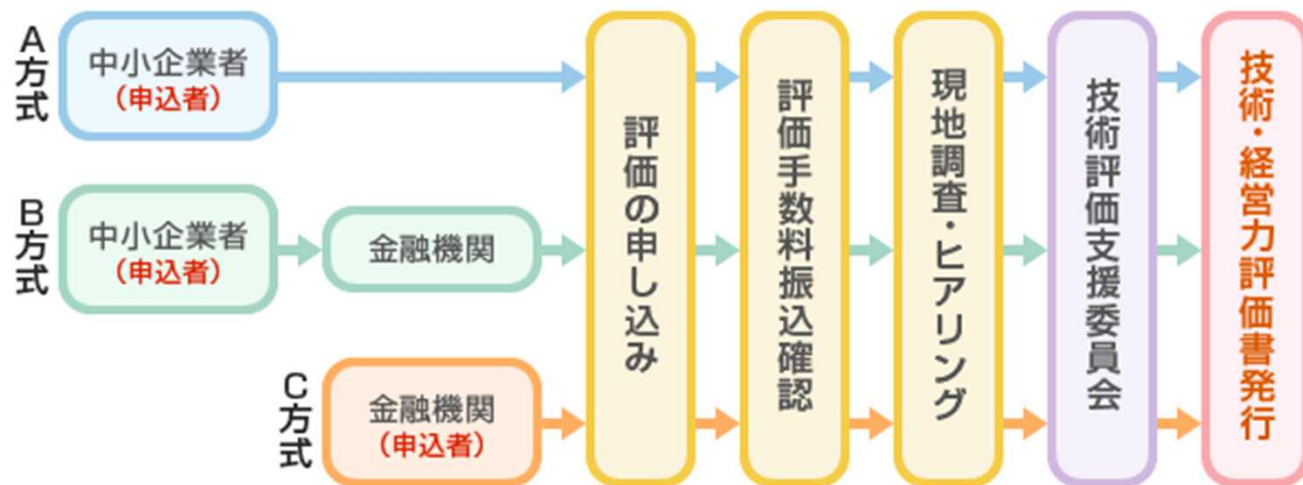
2-4. ひょうご産業活性化センターの事例(ひょうご中小企業技術・経営力評価制度)

センターが中小企業の技術力・ノウハウや成長性・経営力に関する評価書を発行することで、企業価値のアップや円滑な資金調達を支援する取組み。評価書では、技術・製品・サービスだけでなく、将来性や経営力を含む総合的な事業評価をしている。

評価に係る費用(10万～20万円)の3割をセンターが補助。

制度創設2005年7月から2013年3月末までの実績

- 融資実績 502件
- 融資実績額 約127億6000万円
- 制度利用金融機関 15行



評価書の活用方法とメリット

<中小企業>

- ・自社の強み、弱みを確認できる。
- ・取引先や金融機関に対して、技術・製品・サービスをアピールできる。
- ・事業の方向性をチェックできる。
- ・事業改善のヒントが見つかる。

<金融機関>

- ・取引先の事業実態がわかり、技術・製品・サービスなど事業内容の価値判断の参考になる。
- ・取引先の抱える問題点が明らかになり、事業改善に向けた支援の基礎資料となる。
- ・融資判断の参考になる。

センターへ直接申し込む方法(A方式)と金融機関を通じて申し込む方法(B方式)とがある。金融機関には、中小企業の同意を得てセンターに申し込む方法(C方式)がある。

但陽信用金庫の取組み

平成21年度より、ひょうご産業活性化センターとの共同で「知的資産経営セミナー」を開催し、中小企業の「知的資産経営報告書」作成を支援を毎年続けている。

- セミナー参加企業数 379社(平成21年度～25年度)
- 「知的資産経営報告書」作成企業数 99社(同上)

飯能信用金庫の取組み

但陽信金の取組みを横展開する際の課題等を確認するため、平成24年度、経済産業省(知的財産政策室)と(独)中小企業基盤整備機構と連携して、「知的資産経営専門セミナー」の実践テスト事業を実施。8社が参加し、「知的資産経営報告書」作成を支援。

知的資産経営報告書を作成した企業からの声(概要)

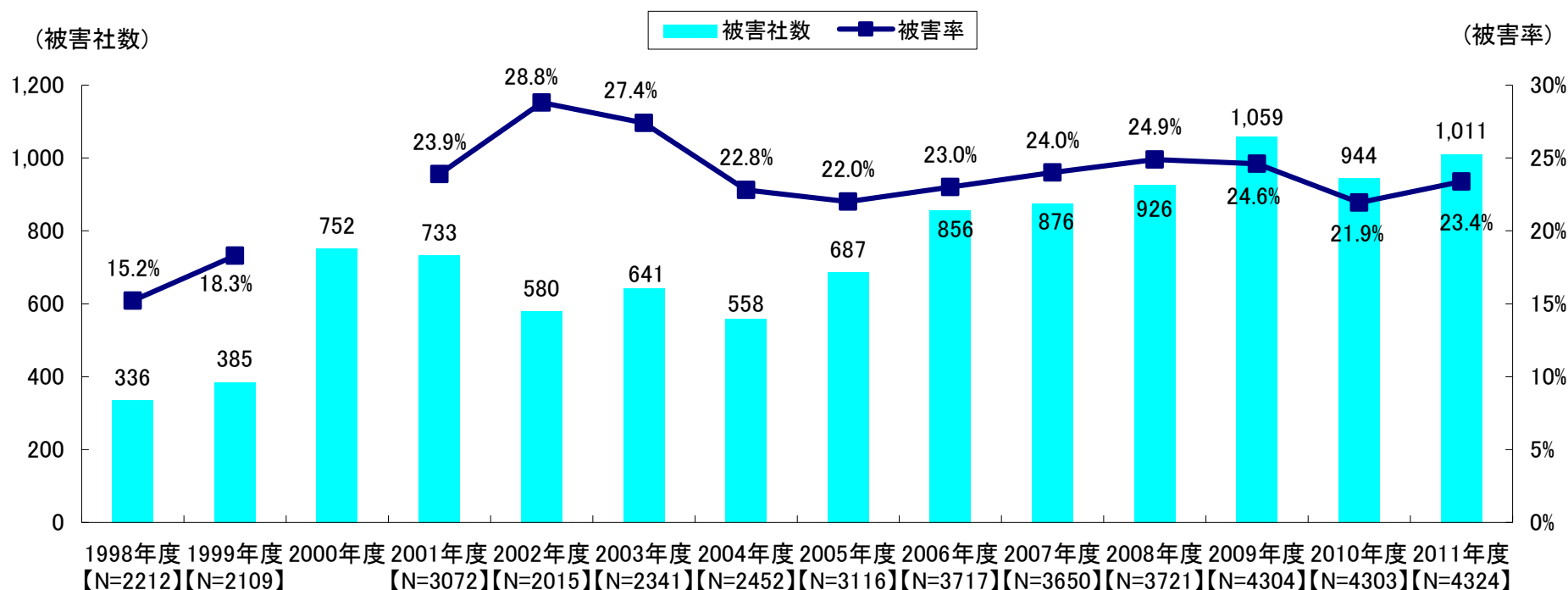
企業	C社(大阪府・超精密金型製造)	F社(奈良県・製造業)
従業者数	10人以上100人未満	10人以上100人未満
作成年度	2009年	2009年
意識した開示先	社員・新規開拓先・金融機関	新規開拓先・金融機関・社員(新入社員、事業承継等)
作成の背景・経緯	財務諸表以外の幅広い知的資産が企業の強みと理解し、中小企業診断士の指導の下作成	中小企業団体中央会からの声かけで、中小企業診断士の指導の下作成
効果のあった先と受けた評価	経営者自身の気づき、考えの整理ができた。経営理念と毎年の経営管理指数の間をつなぐものとして、中期で「だから、こちらの方向に向かっている」という意識共有ができた。 <u>会社の強みが最終製品のモノではなく加工技術であり説明しにくかったが、報告書によって、こういう価値を御社にもたらしめると説明できる。</u>	特に新規顧客開拓で効果を実感、引き合いにもつながっている。多数印刷して、展示会でも配布。鹿児島で予定する新工場の住民説明会でも配布。しっかりした会社、情報をオープンにする会社との好意的な評価を得ている。
金融機関向け意識	ビジョンを持っている、きちんとした報告書を作成している、公的機関のHPに掲載されている点が評価を受けた。 <u>優良企業として金利優遇にもつながっている。</u>	金融機関での融資にも効果があるように感じる。 <u>事業内容が正確に伝わるし、形になっているため、審査の資料として有効な様子。</u>

Ⅲ. 模倣品・技術流出への対応

模倣被害の状況①

- 2011年度の模倣被害社数の割合は、23.4%となり、2010年度(21.9%)より1.5%ポイント増加。
(回答社数4,324社のうち、模倣被害があったと回答した企業は1,011社)
- 全体の傾向としては、20～25%で推移。

模倣被害社数及び模倣被害率の推移(被害企業数／回答企業数)



(注1) 模倣被害率 = 模倣被害社数 / 総回答社数

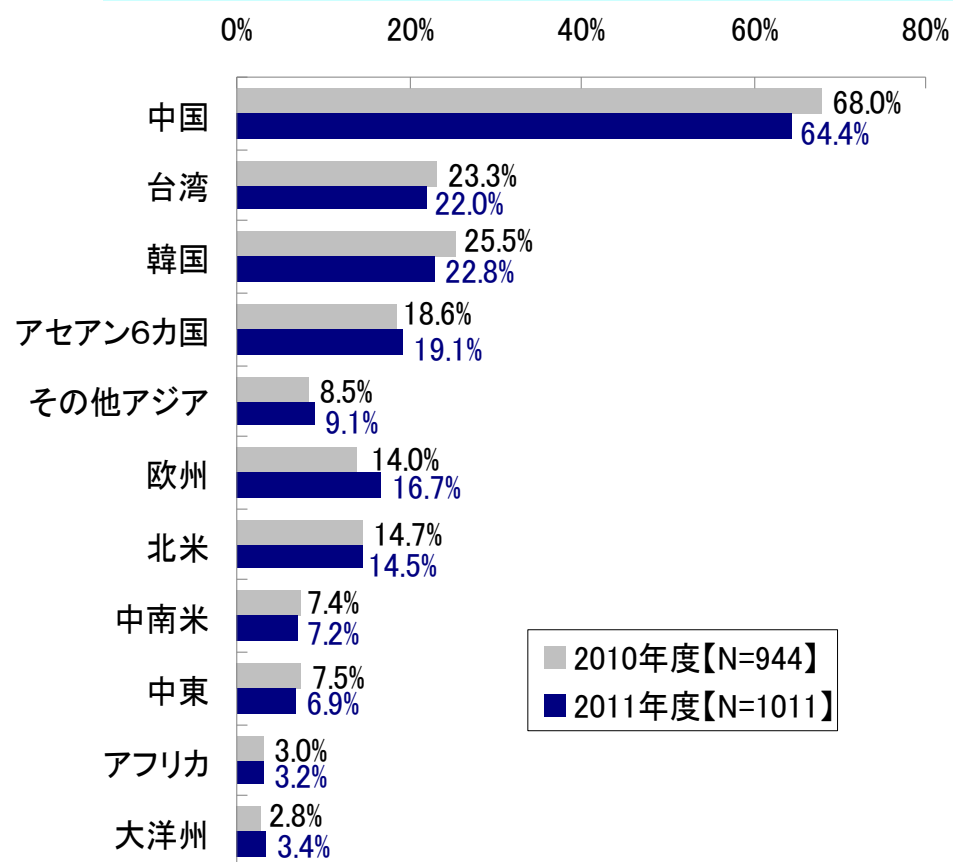
(注2) 2000年度の調査は被害社のみを対象としたために模倣被害率は不明

(注3) 模倣被害企業社数は母数N(有効回答数)の増減に影響を受けるため、模倣被害の増減傾向を示すものではない

模倣被害の状況②

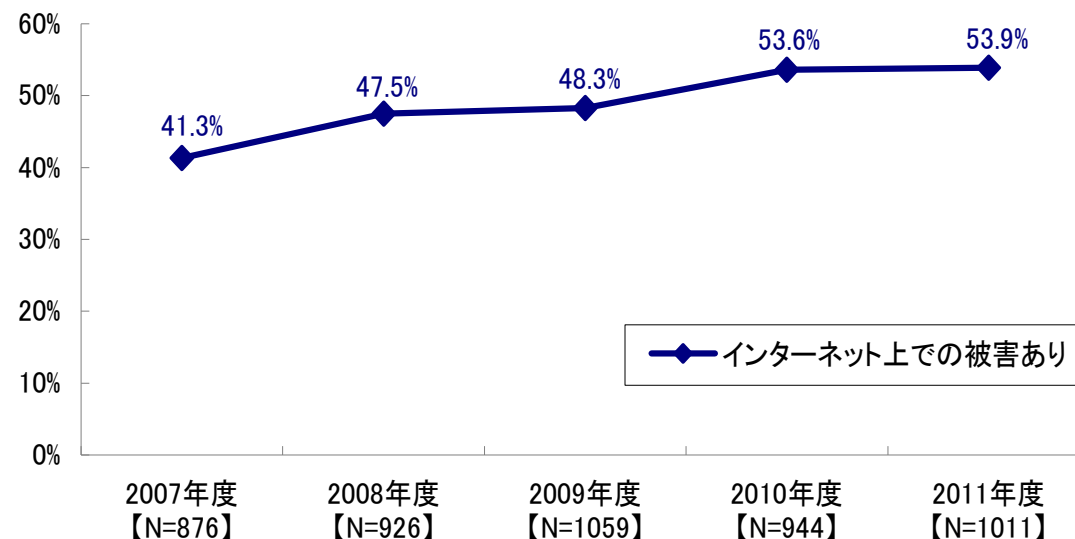
- 地域別では、中国が引き続き最大。次いで韓国、台湾、アセアン6カ国での模倣被害が多い。
- インターネットによる被害が増加傾向。

海外において模倣被害を受けた国・地域
(被害社率・複数回答)



※被害社率 = 当該国・地域で被害のあった社数 / 模倣被害社総数
 ※アセアン6カ国には、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピンが含まれる。

インターネットによる模倣被害の状況 推移

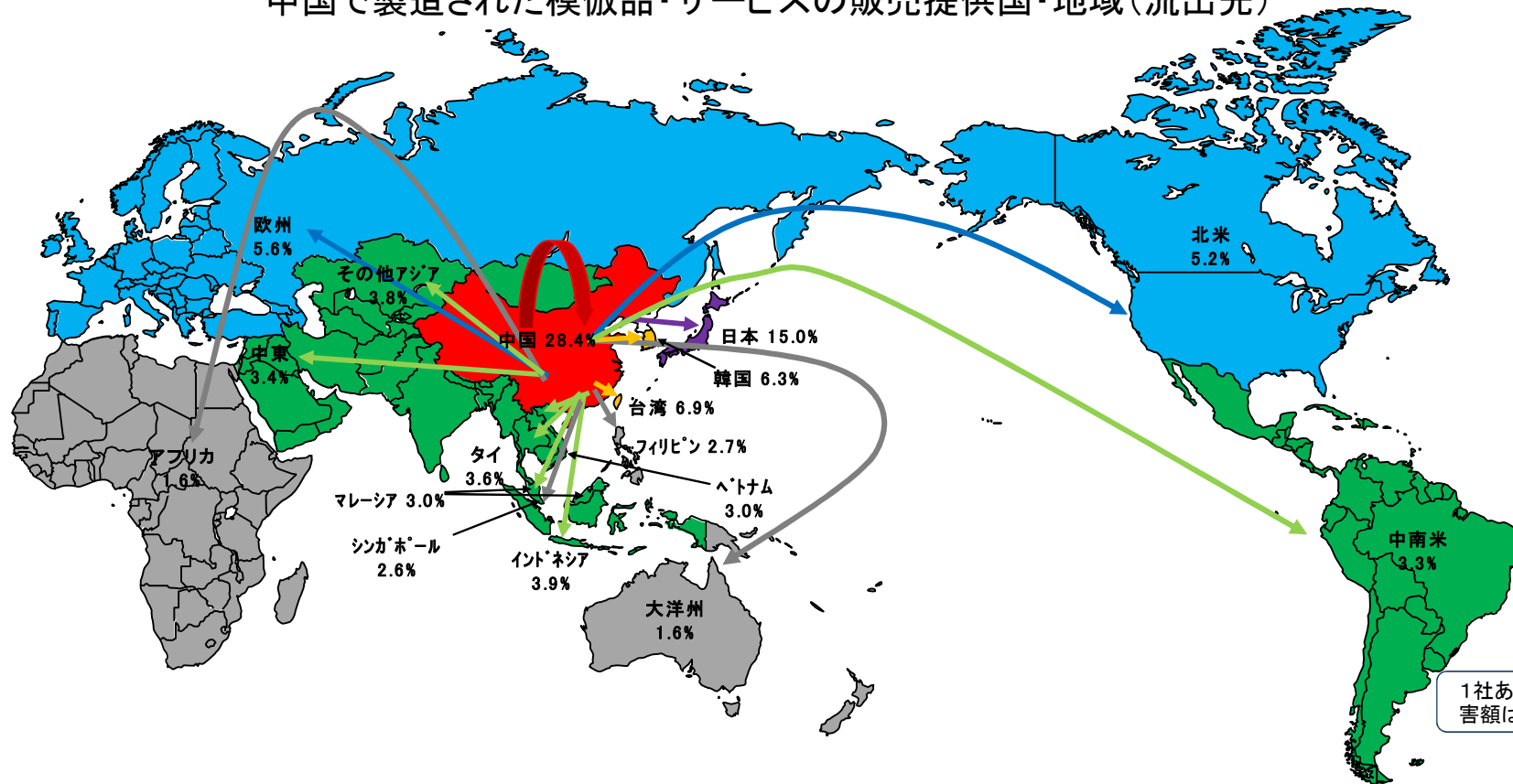


※インターネット上の被害とは、インターネット通販サイトやオークションサイトを使った模倣品の販売取引等を指す。

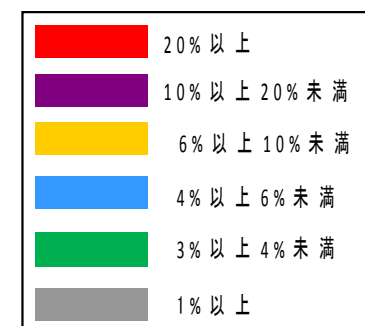
国内外における模倣品・サービスの流通状況

- 中国製模倣品・サービスが中国で販売提供されたと回答した企業は、28.4%を占める。次いで、日本、台湾、韓国、欧州、北米が続く。
- 多くの日本企業にとって中国製模倣品・サービスが日本国内のみならず世界中で販売される被害に遭っている。

中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域（流出先）



2011年度の回答比率の構成比



被害総額は？(2,400億円)



1社あたりの平均被害額は？(3.1億円)

◆世界の被害額(OECD調査)
正規品の世界貿易額の約2%
2007年で2,500億ドル(約29兆円)

(注) 構成比は、中国製模倣品・サービスの販売消費国・地域の回答件数(複数回答)の合計を母数Nとして算出したものであることに留意。例えば、1社が中国製模倣品・サービスを日本、中国、台湾の3ヶ国で販売消費されていると回答した場合、回答数は3でカウントされる。同様の回答が100社であったと仮定した場合、3(ヶ国/社)×100社=300(母数)。この場合、日本の模倣品・サービス販売消費率は100(1(ヶ国/社)×100社)÷300(母数)=33.3%となる。

偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)の概要

背景・経緯

○模倣品・海賊版の形態が多様化・複雑化。(第三国経由の模倣品・海賊版輸出等)

○近年では、デジタル環境の発達により、「モノ」だけではなく、インターネット上の侵害も深刻化。

⇒これらに対処するために、①強力な法的規律の形成と、②国際協力推進、③執行実務強化を柱とした高いレベルの新たな法的枠組が必要。

○2011年10月1日に東京で署名式。8カ国の政府が協定に署名。2012年1月にEU及びEU加盟国(22カ国)、7月にメキシコが署名している。日本は2012年10月5日に閣議決定を経て受託書を寄託し最初の締約国となった。(今後、6番目の批准書等の寄託により発効)

交渉参加国・地域: **日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、NZ、モロッコ**

構成

I. 法的規律の形成(※ 主なもの)

○国境措置

・輸入貨物に加え、輸出貨物・通過貨物への規制の拡大

○民事執行

・侵害行為による損害額の算定方法の整備
・権利侵害に介在する者に対する差止命令

○刑事執行

・不正ラベルの輸入・使用に対する刑罰
・映画の盗撮に対する刑罰
・侵害品の輸出に対する刑罰

○デジタル環境における執行

(インターネット上の侵害に対応するための規定)
・コンテンツの技術的保護手段(コピー・コントロール、アクセス・コントロール)の回避に対する規制

II 国際協力の推進

・当局間の情報交換を強化
・能力開発及び技術支援

III 執行実務の強化

・執行機関における知財専門家育成
・関連情報の収集及び分析
・公衆の意識向上(啓蒙)

今後の展望

ACTAの実効性確保・改善

・加盟国間の委員会で、各国による進捗状況等の情報共有
・時宜に応じた条文の見直し

ACTAの拡大

・アジア、中東、ラテンアメリカ等の諸国に加盟を呼びかける
・同等の条項をFTAに盛り込む

交渉妥結後のACTA
の展望

個別の相談対応

- 海外での模倣被害への対応について個別の相談に対応、難件の場合にはJETROで契約している法律事務所で専門的情報を提供。
- 委託事業において、企業の国内外における模倣被害についての相談、弁護士・弁理士による模倣被害の個別相談を実施。

法律事務所、調査会社等の紹介

- JETROの現地事務所において、日本語の通じる、或いは日本企業との間で実績を有する法律事務所等の候補を紹介。
- 関係行政機関への取締要請等のため、現地取締機関の紹介面談の申し入れ等を実施。

企業等への情報提供

- マニュアルを国・地域ごとに作成、インターネット等を通じ希望者に広く提供。
(模倣対策マニュアル・知的財産権侵害事例・判例集)
- 外国の法制度・運用・模倣対策手法に関する情報をセミナー等を通じて提供。

人材育成支援

- 模倣被害が生じている国・地域における権利行使能力向上を図るため、現地の税関、警察等の執行関係機関の人材育成を支援。1996年度から2012年度までに、アジアを中心に21ヶ国、341名の取締機関職員を我が国に招聘して研修を実施。

相手国政府への働きかけ

- 日中知的財産権ワーキンググループ等の場を通じて模倣品取締の強化等を要請。
- 官民合同ミッション*の派遣対象を中国以外や中国地方政府に拡大(平成20年2月にインド、21年1月、22年1月に中東、23年4月に中国広東省へ派遣)。

*官民合同ミッション

政府が、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)と連携して、知的財産保護に係る相手国政府機関に対して、知的財産保護強化に係る協力のあり方について意見交換を行うとともに、制度面・運用面での改善を要請。

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)は、海外の模倣品・海賊版等の知財侵害問題の解決に意欲を有する民間企業・団体からなる模倣品対策組織。(2013年5月現在、91団体162企業)

水際対策の強化

- 税関長から特許庁長官に対する照会に対応（関税法に基づく）。
- 税関職員の更なる判断力の向上及び迅速な対応を図るため、産業財産権に関する研修に協力。

国内取締機関への協力

産業財産権侵害事件の取締に協力するため、国内取締機関からの侵害事件に係る照会に回答。平成24年の国内取締機関から特許庁への照会件数は840件。

消費者に対する 普及啓発

模倣品の撲滅や知的財産権保護の重要性を消費者に周知するべく、平成15年度からTVCM、ポスター、インターネット広告等を連携させた「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施。



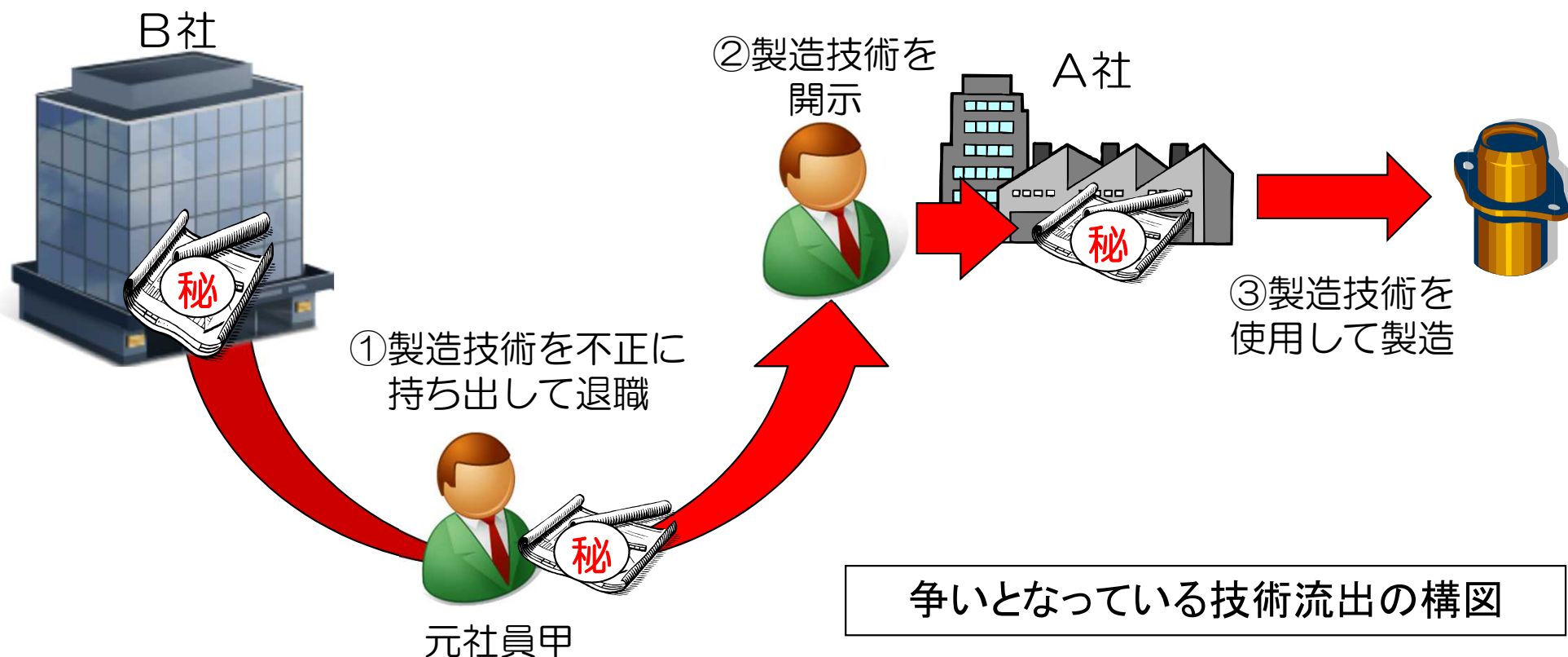
模倣品・海賊版撲滅キャンペーン

經濟學博士 韓世忠

模倣品・海賊版撲滅キャンペーン
ポスター

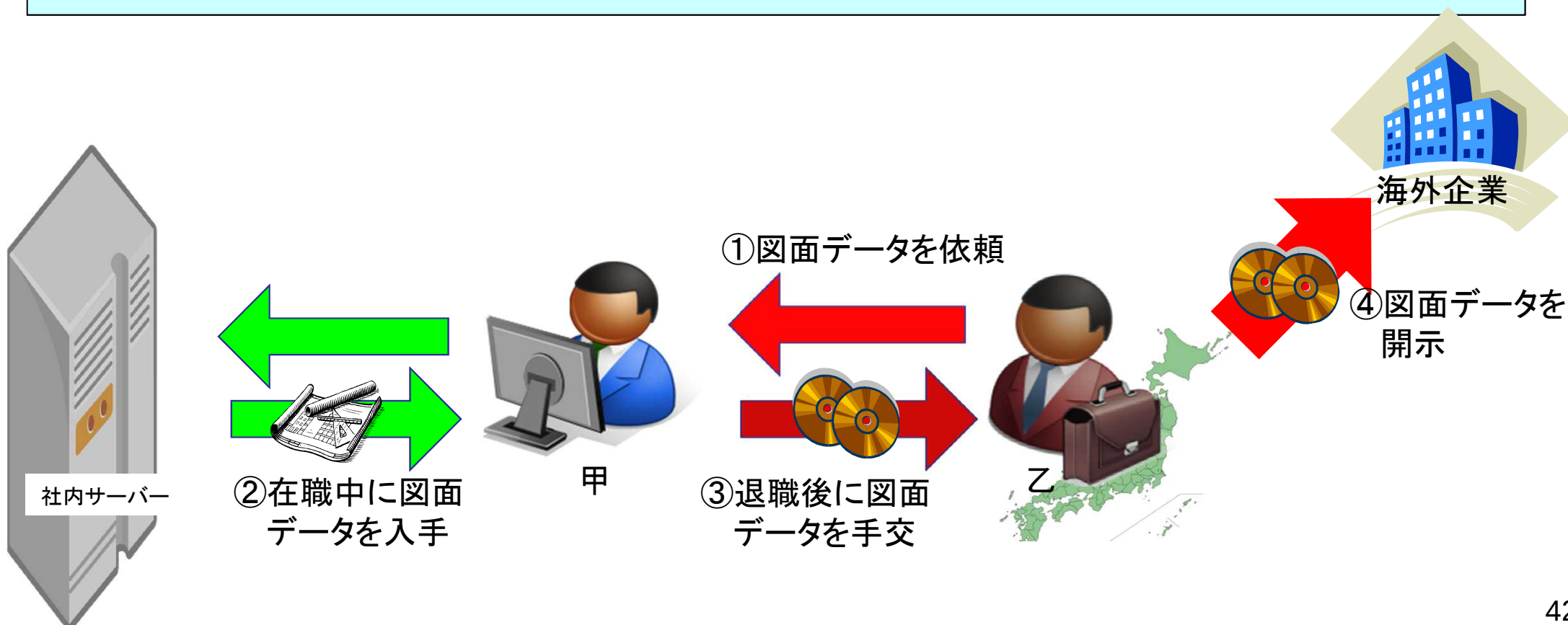
事案の概要

韓国鉄鋼大手A社とA社の日本法人がB社の元社員甲を通じて、高機能鋼板の製造技術を不正取得・使用したとして、B社がA社、A社日本法人、元社員甲に対し、不正競争防止法に基づく民事訴訟（1000億円の損害賠償請求と同鋼板の製造・販売の差し止め請求）を提起した事例。



事案の概要

国内機械メーカーの元従業員甲が在職中に乙(関連会社元従業員)の依頼を受け、会社のサーバーにアクセスし、営業秘密として管理されていた図面データをハードディスクに保存。甲は同社を退職した後、データを複製したCDを乙に手交。その後、乙が海外の競合企業に当該図面データを郵送。これら一連の行為について、不正競争防止法違反(営業秘密の不正開示)の刑事責任が問われた事例。



事案の概要

探偵業者甲の依頼を受けて、携帯電話販売代理店の従業員乙と丙が営業秘密として管理されていた契約者情報を漏えいさせた。

乙らは店舗の端末画面に表示させた契約者情報を自分の携帯電話に入力し、メールで甲に送信していたとして、不正競争防止法違反(営業秘密の不正開示)の刑事責任が問われた事例。

